履修要項　2026年

令和８年度入学者用

茨城大学教育学部

【この冊子は】

・この冊子には、あなたの卒業に必要な情報が満載されています。卒業するまで大切に使いましょう。

・この冊子は、入学年度毎に変更されています。先輩や後輩が持っている冊子では、あなたの卒業に必要な情報は得られません。

・この冊子の内容が訂正される場合があります。その時には様々な手段でみなさんに周知徹底しますが、みなさんも掲示などによく注意してください。

【この冊子の利用の仕方】

１．まず、概要に目を通しましょう。

２．自分の課程・コースに関連した履修基準をしっかりと理解しましょう。

３．表の注やただし書きには、十分留意しましょう。

４．取得したい教員免許状や諸資格について、理解しましょう。

５．巻末の【資料】を参考にして、さらに理解を深めましょう。

６．入学時に配布される**「大学共通教育履修案内」**や年度毎に配布される**「授業科目一覧および授業時間割」**と照らし合わせて、履修計画を立てましょう。

７．各課程やコース毎のガイダンス資料なども参考にしましょう。

８．友人に頼らず、自分の目標に合った履修計画を立てましょう。

９．友人同士のあいまいな情報を鵜呑みにしないようにしましょう。

10．わからないことがあったら、所属する課程・コース・系・選修の教務担当教員、担任教員、教育学部学務グループに相談しましょう。

【履修に関する相談窓口】

教育学部学務グループ：教育学部Ａ棟１階

利用の仕方

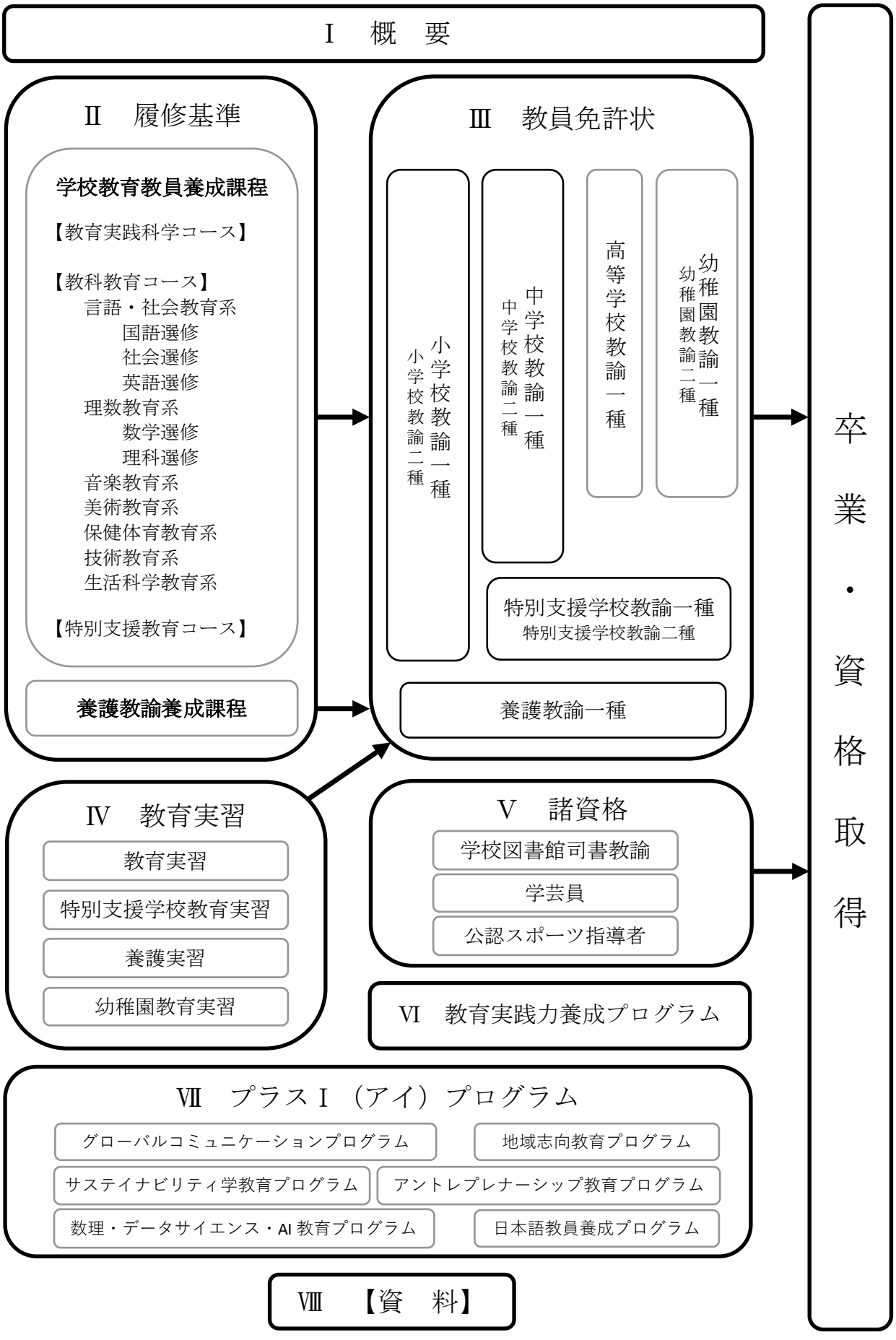
Ⅰ　概　要
Ⅱ　履修基準
学校教育教員養成課程
【教育実践科学コース】
【教科教育コース】
言語・社会教育系
国語選修
社会選修
英語選修
理数教育系
数学選修
理科選修
音楽教育系
美術教育系
保健体育教育系
技術教育系
生活科学教育系
【特別支援教育コース】
養護教諭養成課程
Ⅲ　教員免許状
小学校教諭一種
小学校教諭二種
中学校教諭一種
中学校教諭二種
高等学校教諭一種
幼稚園教諭一種
幼稚園教諭二種
特別支援学校教諭一種
特別支援学校教諭二種
養護教諭一種
Ⅳ　教育実習
教育実習
特別支援学校教育実習
養護実習
幼稚園教育実習
Ⅴ　諸資格
学校図書館司書教諭
学芸員
公認スポーツ指導者
Ⅵ　教育実践力養成プログラム
Ⅶ　プラスⅠ（アイ）プログラム
グローバルコミュニケーションプログラム
地域志向教育プログラム
サステイナビリティ学教育プログラム
アントレプレナーシップ教育プログラム
数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
日本語教員養成プログラム
Ⅷ　【資　料】
卒業・資格取得

目　　次

Ⅰ　概要
　１．教育課程 ---------- 1
　　(1)専門科目と基盤教育科目　(2)教育学部教育組織の構造
　２．卒業資格 ---------- 2
　　(1)卒業の要件　(2)単位の修得　(3)学位・教員免許状・各種資格
　３．履修上の注意 ---------- 4
　　(1)単位制度　(2)評価基準　(3)成績評価に対する異議申立て
　　(4)ＧＰＡ制度　(5)履修登録単位数の上限（ＣＡＰ制）
　　(6)試験　(7)卒業研究　(8)教育実習・養護実習
　４．その他 ---------- 11
　　(1)介護等の体験　(2)他大学における学修単位等の認定
　　(3)大学間単位互換協定　(4)他学部開設授業の履修

Ⅱ　履修基準 ---------- 12
　１．学校教育教員養成課程 ---------- 12
　２．養護教諭養成課程 ---------- 18

Ⅲ　教員免許状 ---------- 21
　１．小学校教諭普通免許状 ---------- 23
　２．中学校教諭普通免許状 ---------- 24
　３．特別支援学校教諭普通免許状 ---------- 26
　４．養護教諭普通免許状 ---------- 27
　５．高等学校教諭普通免許状 ---------- 28
　６．幼稚園教諭普通免許状 ---------- 30

Ⅳ　教育実習
　１．教育実習の目的、目標 ---------- 32
　２．教育実習の概要 ---------- 34
　３．学校教育教員養成課程の教育実習の実施計画 ---------- 41
　４．特別支援学校教育実習（「特別支援教育実地研究」）の実施計画 ---------- 44
　５．養護実習の実施計画 ---------- 47
　６．希望者対象の教育実習の実施計画 ---------- 51
　７．幼稚園教育実習（「教育実習（幼稚園）」）の実施計画 ---------- 55

Ⅴ　諸資格
　１．学校図書館司書教諭 ---------- 57
　２．学芸員 ---------- 58
　３．公認スポーツ指導者 ---------- 59

Ⅵ　教育学部開設プログラム ---------- 62
１．教育実践力養成プログラムについて---------- 62
２．地域教員希望枠専門プログラムについて---------- 63

Ⅶ　プラスＩ（アイ）プログラム
　１．プラスIプログラムについて ---------- 66

Ⅷ　【資料】
　１．茨城大学教育学部の各種ポリシーについて　---------- 67
－
　２．介護等体験　---------- 68
　３．実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定合格者に係る単位認定　---------- 70
－

Ⅰ　概　要

１．教育課程

⑴専門科目と基盤教育科目

本学の教育課程は、専門科目と基盤教育科目から編成されている。

表Ⅰ－１．専門科目と基盤教育科目の目的

専門科目	各学部・課程等の専攻に係る専門の学芸を教授する
基盤教育科目	幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する

教育学部専門科目の編成方針については「Ⅷ【資料】１．⑵」に示したカリキュラムポリシーを参照すること。また、基盤教育科目については、「大学共通教育履修案内」を参照すること。

⑵教育学部教育組織の構造

教育学部は次に示すとおり、専攻（課程、コース、系、選修）が細かく分かれている。それぞれの専攻によって卒業に必要な修得単位の履修の仕方が異なるので、注意すること。

表Ⅰ－２．教育学部の学生組織と教員組織の関係

<table>
<tr><td colspan="4">学　生　組　織</td><td>教員組織</td></tr>
<tr><td>課程</td><td>コース</td><td>系</td><td>選　修</td><td>教　室</td></tr>
<tr><td rowspan="12">学校教育教員養成</td><td>教育実践科学</td><td colspan="2"></td><td>学校教育</td></tr>
<tr><td rowspan="11">教科教育</td><td rowspan="3">言語・社会教育</td><td>国　語</td><td>国語教育</td></tr>
<tr><td>社　会</td><td>社会科教育</td></tr>
<tr><td>英　語</td><td>英語教育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">理数教育</td><td>数　学</td><td>数学教育</td></tr>
<tr><td>理　科</td><td>理科教育</td></tr>
<tr><td>音楽教育</td><td>音　楽</td><td>音楽教育</td></tr>
<tr><td>美術教育</td><td>美　術</td><td>美術教育</td></tr>
<tr><td>保健体育教育</td><td>保健体育</td><td>保健体育教育</td></tr>
<tr><td>技術教育</td><td>技　術</td><td>技術教育</td></tr>
<tr><td>生活科学教育</td><td>家　庭</td><td>家政教育</td></tr>
<tr><td>特別支援教育</td><td colspan="2"></td><td>障害児教育</td></tr>
<tr><td>養護教諭養成</td><td colspan="3"></td><td>教育保健</td></tr>
</table>

２．卒業資格

(1) 卒業の要件

それぞれの課程毎に卒業に必要な修得単位数等が定められている。**「Ⅱ　履修基準」**に示す各課程・コース等の履修基準にしたがって単位を修得すること。卒業認定・学位（学士）授与の方針については「Ⅷ【資料】１．(2)」に示したディプロマ・ポリシーを参照すること。

課程・コース等毎に定められた教員免許状を取得するのに必要な条件が満たされなければ、卒業することができない。

教員免許状を取得するためには、単位制度によらない「介護等の体験」を行うことが法律で定められている。細心の注意を払って履修計画を立てること。

(2) 単位の修得

単位は、授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を履修し、期末試験（及び追試験）のほか研究報告、随時行う試験及びレポートの提出、出席及び学修の状況等により合格と判定された場合に修得できる。ただし、卒業研究等の単位については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合に修得できる。

(3) 学位・教員免許状・各種資格

本学の学則で規定された修業年限（４年）以上在学し、卒業に必要な授業科目等を履修し、卒業に必要な単位（基盤教育科目を含む）を修得した者には、学長が教授会の審議を経て卒業を認定し、学士（教育学）の学位が授与される。

教育学部では、所定の単位を修得することによって、教員免許状をはじめとする各種の資格が取得できるように配慮されている。ただし、各課程やコース毎に取得できる資格が限られている場合があるので注意すること。

ここで言う「資格取得に必要な所定の単位」とは、「卒業に必要な修得単位数」のことではない。ある１つの授業科目は、「Ⅱ　履修基準」に定められた卒業に必要な修得単位として数えられると同時に、各種資格を取得するために必要な所定の単位としても数えられる。

「卒業に必要な修得単位数」を「Ⅱ　履修基準」にしたがって修得すれば、それぞれに定められた教員免許状を取得するために必要な所定の単位数が満たされるように設定されているが、それぞれに定められた教員免許状を取得するために必要な所定の単位数を満たしたからと言って、卒業に必要な修得単位数が満たされたことにはならない。

まず、最初に卒業に必要な修得単位数を定められた条件にしたがって満たすことが大切であり、その上で各種資格の取得に必要な所定の単位を修得するように計画を立てること。

資格の種類と配慮のある課程・コース等は次頁のとおり。詳しくは**「Ⅲ　教員免許状」**及び**「Ⅳ諸資格」**を参照すること。

表Ⅰ－３．取得に配慮のある教員免許状の種類

課程	コース	系	選修	小学校	中学校	高等学校	情報	特別支援学校	養護教諭	幼稚園
学校教育教員養成	教育実践科学			◎	△※	△※	△			△
	教科教育	言語･社会教育	国語	◎	国語	国語 書道	△			△
			社会	◎	社会	地理歴史 公民	△			△
			英語	◎	英語	英語	△			△
		理数教育	数学	◎	数学	数学	△			△
			理科	◎	理科	理科	△			△
		音楽教育	音楽	◎	音楽	音楽	△			△
		美術教育	美術	◎	美術	美術	△			△
		保健体育教育	保健体育	◎	保健体育	保健体育	△			△
		技術教育	技術	◎	技術	工業	△			△
		生活科学教育	家庭	◎	家庭	家庭	△			△
	特別支援教育			◎	△			◎		△
養護教諭養成					保健	保健			◎	

◎：最も適している　　○：適している　　△：配慮されている

※　教科については各自選択する。

注１）中・高免許状については記載された教科に特に配慮がある。

注２）詳しい免許状の種類と内容については、**「Ⅲ　教員免許状」**を参照すること。

表Ⅰ－４．取得に配慮のある各種資格

資格の種類		配慮のある課程・コース・系・選修
学校図書館司書教諭		全課程
学芸員	博物館	教科教育コース（社会選修）
	美術館	教科教育コース（美術選修）
公認スポーツ指導者		教科教育コース（保健体育選修）

注）詳しい資格の種類と内容については、**「Ⅴ　諸資格」**を参照すること。

３．履修上の注意

(1) 単位制度

a. １単位の時間数

各授業科目は、４５時間の学修を必要とする内容（予習・復習などの自宅学習を含む）をもって１単位と定められている。授業は、講義・演習（１時間の授業につき、２時間の予習又は復習を必要とするもの）と実験・実習及び実技（２時間の授業につき、１時間の予習又は復習を必要とするもの）によって構成されている。

表Ｉ－５．１単位の時間数と学期の単位設定

授業の種類	１単位時間数の内訳		週１講時		週２講時	
	大学等での学習	自宅学習（予習・復習）	６．５回	１３回	６．５回	１３回
講義・演習	１５時間	３０時間	１単位	２単位	２単位	４単位
実験、実習及び実技	３０時間	１５時間		１単位	１単位	２単位

なお、卒業研究等の授業科目については、時間数ではなく学修の成果を評価して単位を授与することになっている。

b. 授業形態

授業形態には、①対面授業、②オンライン授業（リアルタイム配信型）、③オンライン授業（オンデマンド型）、④ハイフレックス型（対面授業をリアルタイム配信し、特定の受講者に対してオンライン受講を併用する）授業があり、シラバス（履修する授業を選択するために用意された授業の内容を記したもの）に記載されています。遠隔授業受講上の注意など詳しいことは、『大学共通教育履修案内』を参照してください。

c. 学期と時間割

茨城大学では、４月１日～９月２０日までを前学期、９月２１日～３月３１日までを後学期とし、１年間の授業可能日は学年暦で定められている。（学年暦には、このほかに期末試験と補講の期間として「予備日」や休業期間も定められている。）

授業の実施については、前学期・後学期それぞれ１４週（１３週＋期末試験）にわたって行う方式（セメスター制）と、各学期をさらに半分に分けて７週で完結する方式（クォーター制）を併用して開講する。

１日の授業時間は、５つの時間帯に分けられ、それぞれ１講時～５講時と呼ばれる。

１つの講時は１０５分である。

なお、クォーター毎に「予備日」が設けられており、補講等が設定される。

d. 集中講義

学期中の平日に限らず、土・日・祝日や休業期間中を含めて、集中的に授業を行うものを集中講義と呼ぶ。校外での実習や本学には不在の特定分野の専門家を招いて授業を行う場合などに行われ、具体的な実施時期などは各授業科目で異なる。一部の科目は個別に開講予告・受講生募集が周知され、指定された期間中に履修登録を行う必要があることから、案内掲示に注意すること。

e. 授業を欠席する（した）場合

授業を欠席することが事前に分かっている場合は、授業時などに授業担当教員にその旨直接連絡すること。

「やむを得ない事情」により授業を欠席した場合には、願い出を行うことで、補講の受講又は学修課題の機会が与えられることにより、当該授業を出席したと取り扱われる。

学生は、「やむを得ない事情」により授業を欠席する場合は、一週間以内に各授業担当教員へその旨を連絡すると共に、学務グループに連絡し根拠資料（原本）を提出すること。また、複写した同根拠資料を各授業担当教員に提出すること。

ただし、集中講義など特定の授業において、補講又は学修課題等を課すことが困難な場合には、シラバス等で明示する。

「やむを得ない事情」とは、次のような場合を指す。各項目の詳細については、下記**「(6)試験 d.追試験」**の記載を参照すること。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）１８条に規定する感染症に罹患した場合　（注１、注２参照）
(2) 忌引き　（注３参照）
(3) 裁判員制度
(4) 公共交通機関の運行停止

これ以外の事情がある場合は、授業担当教員の判断による。

(2)評価基準

当該科目の修得内容から、次ページの「評価の基準」に基づき、「区分」に示される評価が与えられる。「区分」における各評価は右側に示される「評価の内容」が達成されたことを示す。「評価」はA^{+}、A、B、C、Dの評語をもって表す。A^{+}、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。合格者には所定の単位が与えられる。なお、授業の出席時数が、その授業の総授業時間数の３分の２に達しない場合は、評点は０点となり評価区分は「D」となる。

表Ｉ－６．評価の基準

評語	到達目標	評　点
A＋	到達目標を十分に達成し、きわめて優れた学修成果を上げている。	90点以上100点以下
A	到達目標を達成し、優れた学修成果を上げている。	80点以上90点未満
B	到達目標と学修成果を概ね達成している。	70点以上80点未満
C	合格と認められる最低限の到達目標に届いている。	60点以上70点未満
D	到達目標に届いておらず、再履修が必要である。	60点未満

注意事項

①「**教務情報ポータルシステム**」に履修登録されていない授業科目の単位は認められない。
②成績には、「Ａ＋」、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｄ」の評価のほか、「欠試」（所定の試験等を受けなかった場合）が記録される。ただし、**「成績証明書」**に記載される事項は、単位の修得された授業科目名と単位数、「Ａ＋」、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」の評価及び後述の通算ＧＰＡである。
③一度、記録された成績は、原則として変更されない。成績評価に疑義がある場合は、下記(3)の手続きに従って成績評価に関する問合せや異議申立てを行うことができる。
④一度、単位を修得した科目は、単位の累加が「可」になっている科目を除き、再履修することはできない。ただし、「Ｄ」、「欠試」となった授業科目については、再び履修を申告することができる。

(3) 成績評価に対する異議申立て

a. 成績評価に関する問合せ

成績評価について疑義のある場合は、「成績評価に関する確認書」により学務グループを通じて問い合わせること。

学生からの問合せに対して授業開講学部は原則として１５日以内（土日、祝日を除く。）に「成績評価に関する確認書」により回答を提出することとなっているので、回答を受け取りに来ること。

上記の問合せの期限は、当該授業科目が開講された学期の次の学期開始後２０日以内（土日、祝日を除く。）である。休学又は留学のため問合せを行うことができない場合は、復学又は帰国後２０日以内（土日、祝日を除く。）が問合せの期限となる。

ただし、最終年次の問合せの期限については、学務グループで確認すること。

当該授業が開講された学期中に成績報告がされていない授業の問合せ期限等については、成績評価が公開された日から２０日以内(土日、祝日を除く。）が問合せの期限となる。

b. 成績評価に対する異議申立て

上記 a. の成績評価に関する問合せをした学生は、次の①～③のいずれかに該当する場合に限り、成績評価に対する異議を申し立てることができる。

①授業担当教員の成績評価の誤記入等が疑われる場合
②シラバスに記載された到達目標、成績評価基準及び成績の評価方法に照らして、評価に疑義がある場合
③授業担当教員の不誠実対応等により上記 a. の期限までに回答がない場合

成績評価に対する異議申立てをする学生は、学務グループに申し出ること。

成績評価に対する異議申立ての期限は、上記 a. の問合せに対する授業開講学部からの説明又は回答を受けた日から１０日以内（土日、祝日を除く。）である。ただし、③の場合には上記 a. の問合せをしてから１５日以内（土日、祝日を除く。）が申立ての期限となる。

成績評価に対する異議申立てがなされた場合、教育学部教務委員会は学生及び授業担当教員の双方から事情及び意見等を聴取するとともに、根拠資料の提出を求める。その上でどちらの主張に妥当性があるかを判断する。

⑷ ＧＰＡ制度

ＧＰＡ（Grade Point Average）とは、個々の学生の学修時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目のＧＰ（Grade Point）に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値（Average）をいう。

本学では、学生自身に学内での成績の相対的な位置づけを認識させることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、学生の学習支援に資することを目的としてＧＰＡ制度を導入している。

ＧＰＡは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期ＧＰＡ」、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としての「年間ＧＰＡ」及び在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標としての「通算ＧＰＡ」に区分される。

ＧＰ及びＧＰＡは下記の方法により算出される。

ＧＰ＝（100点満点の得点－55）／ 10　　（ただしＧＰ＝0.5未満は0.0とする）
ＧＰＡ＝（履修登録科目のＧＰ×当該科目の単位数）の総和 ／ 当該期間の履修総単位数
（小数点第３位を四捨五入し、第２位までを表示）

なお、卒業要件外の授業科目及び他大学、大学以外の教育施設等における学修により単位認定された授業科目についてはＧＰＡに算入されない。

注意事項

①ＧＰＡは、成績証明書及び教務情報ポータルシステムの成績表に表示される。
（成績証明書は通算ＧＰＡのみ）

②履修登録をした授業科目は定められた期限までに手続きをすれば登録を取り消すことができる。取り消した授業科目はＧＰＡに算入されない。

履修取消期限（期限は、毎年削除期間が設定されるため、学年暦及び掲示等で確認する）
第１クォーター・前学期開講の授業科目　５月上旬
第２クォーター・通年開講の授業科目　７月上旬
第３クォーター・後学期開講の授業科目　１０月下旬
第４クォーター開講の授業科目　１２月下旬
集中講義は、原則として開講される学期・クォーターの履修取消期限に準じる

③履修取消期限以降であっても、教育実習・病気・事故などやむを得ない事情による場合は履修を取り消すことができるので、手続きについては担任等に相談すること。

④不合格・欠試と評価されたのちに再履修によって合格となり、単位を修得した授業科目については、再履修によって得た成績評価と単位数は通算ＧＰＡに算入され、過去の不合格又は欠試となった当該科目は通算ＧＰＡから除外される。

⑸ 履修登録単位数の上限（ＣＡＰ制）

表Ｉ－５にあるとおり、１単位の学修に要する時間は４５時間とされていることから、単位の過剰登録を防ぎ、十分な予習・復習時間を確保し単位の実質化を図るため、１年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。これを**ＣＡＰ（キャップ）制**といい、本学部では年間の履修登録上限を４６単位としている。ただし、卒業要件外の授業科目及び集中講義は上限単位数に含まれない。

また、４６単位を超えて履修を希望する場合、学修状況により以下のとおり追加登録を認めることがあるので、手続きについては担任等に相談すること。

① 直前の年間ＧＰＡが3.00以上の学生は、合計８単位まで履修登録を追加申請できる。

② 直前の年間ＧＰＡが2.00以上3.00未満の学生は、担任等と面談の上、合計６単位まで履修登録を追加申請できる。ただし、卒業要件外の教員免許（副免許）または図書館司書教諭等の資格

取得を目的とした履修に限る。

※ １年生のみ、上記①、②については直前の「学期ＧＰＡ」を基準とする。

(6) 試験

前述したとおり、授業の出席時数がその授業の総授業時間数の３分の２に達しない場合は、評点は０点となり評価区分は「D」となる（期末試験の受験、レポート提出等の資格がない）。また、試験を受ける際には、学生証を携帯しなければならない。

a. 期末試験

期末試験は、セメスター制で実施される授業では１４回目に、クォーター制で実施される授業では７回目の後半５３分に実施されることになっている（学年暦参照）。期末試験の時間割は、原則的には授業時間割と同一であるが、諸事情により変更されることがある。詳しい時間割が期末試験期間開始の一週間前に掲示されるので注意すること。

b. 追試験

期末試験の受験資格を有する者が、次に掲げる事情により期末試験を受けることができなかった場合は、当該科目の期末試験の翌日から1週間以内に、学務グループ（１年生については共通教育センター）に願い出て、事情を証明する書類を提出することで追試験を受けることができる。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）１８条に規定する感染症に罹患した場合 （注１、注２参照）
(2) 忌引き （注３参照）
(3) 裁判員制度
(4) 公共交通機関の運行停止・遅延
(5) その他やむを得ない事情があると判断したもの

（注１）学校保健安全法施行規則１８条に規定する感染症

第１種感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

第２種感染症： インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第３種感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

（注２）学校保健安全法施行規則１９条に規定する出席停止の期間の基準

感染症の種類	出席停止の期間の基準
第１種	第１種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
第２種	第２種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
	イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。
	ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性

	物質製剤による治療が終了するまで。
	ハ 麻しんにあっては、解熱した後３日を経過するまで。
	ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	ホ 風しんにあっては、発しんが消失するまで。
	ヘ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで。
	ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後２日を経過するまで。
	チ 新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。
	リ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第３種	第３種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

（注３）学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため授業を欠席する場合は、親族に応じ下表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（学生が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
曾祖父母	3 日

※（５）「その他」として追試験の対象として判断される場合がある。対象となるかどうかについては事情を確認できる書類により判断するので所属学部等の学務グループに提出すること。
なお、例えば大学院入学試験など事前に連絡することが可能な事情については、原則としてその事情が判明した段階で学務グループに事前の連絡をしていなければならない。

追試験の実施期日は、当該科目の期末試験の翌日から３週間以内を原則とする。（特別な事情がある場合は、当該学期以内とする。ただし、これによりがたい場合には当該学期以降に実施する場合もある。）

茨城大学における試験及びレポート作成等に関する留意事項

成績評価の対象となる試験（試験・中間試験・小テスト等）の受験やレポートの作成等にあたっては、試験監督者又は授業担当教員の指示に従うとともに、不正行為を行った場合には退学等の懲戒の対象となるので、以下の内容をよく読んで臨むこと。

（試験等受験者心得）

１．試験等の受験にあたっては、以下の点に留意すること。

① 試験開始後３０分以上の遅刻は受験を認めない。

② 試験開始後３０分までは退室を認めない。

③ 受験にあたっては学生証を机の右上に置くこと。学生証を所持しない学生は、受験を認めない。

④ 机の上に置けるものは、学生証の他、筆記具（筆箱は含まない）、消しゴム、時計（時計機能のみ）とし、その他は、試験監督者の指示に従いかばん等に見えないように収納すること。ただし、試験監督者が認めたものは置いてもよい。

⑤　ハンカチ、ティッシュペーパー、目薬等の使用を希望する学生は、試験監督者に申し出て許可を受けてから使用すること。
⑥　試験室内では、携帯電話等の電子機器類の電源は切り、かばん等に見えないように収納すること。
⑦　以下は不正行為に該当するので、疑わしい行為はしないこと。
ア．身代わり受験をさせること。
イ．カンニングペーパーを使用すること又は試験監督者から指示のない書籍、機器等による情報等を参照し解答すること。
ウ．他者の答案を見ること又は解答を尋ねること。
エ．試験監督者の注意又は指示に従わないこと。
オ．上記ア～エに掲げる行為を幇助すること。
カ．その他公正な試験を妨げると認められる行為。
⑧　授業中における小テスト等についても、試験監督者からの指示以外は上記を準用する。
⑨　上記によりがたい場合は、試験監督者の指示を仰ぐこと。

（レポート等の作成における留意事項）
２．成績評価の対象となるレポート等の作成において、以下の行為を行った場合は不正行為に該当するので留意すること。
ア　作成において、捏造（存在しないデータを使って、調査・研究結果等を作成すること。）、改ざん（データ、調査・研究によって得られた結果等を事実でないものに変更すること。）、盗用（インターネット上に掲載されている情報のコピー&ペーストなど、他人のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、著書等の内容を流用し、適切な表示をしないこと。）を行うこと。
イ　他者のレポートを自分のものとして提出すること。
ウ　上記ア及びイに掲げる行為を幇助すること。
エ　その他公正な成績評価を妨げると認められる行為。

（不正行為による処罰）
３．試験等において不正行為をした学生及びこれを幇助した学生は、学則に基づき懲戒処分となり、不正行為を行った授業が開講されている学期に履修するすべての授業科目の単位は認定されない。また、単位が認定されなかった授業科目のＧＰは「０」として学期ＧＰＡ及び通算ＧＰＡに算入される。

⑺ 卒業研究

卒業研究とは、４年次において各自テーマを設定して自ら行う研究活動のことを指す。通常の授業のように学修の時間は定められていないが、学修の成果が評価され、指導教員によって単位を授与することが適切であると認められた場合に単位が修得できる。

卒業研究を行う者は指導教員を定め、５月１０日までに指導教員の承認を得て、**「卒業研究題目申告 兼 研究倫理チェックリスト（履修申告時）」**を学務グループに提出しなければならない。

研究の成果は、論文、実技又は作品等によって示され、下記に示す要領で指導教員または学務グループに提出しなければならない。

⑴ 論文は、**「卒業研究記録票」**及び**「研究倫理チェックリスト（提出時）」**を添付し提出する。
⑵ 実技及び作品等は、**「卒業研究記録票」・「研究倫理チェックリスト（提出時）」**及び**「卒業研究提出証明書」**を提出する。

表Ⅰ－７．卒業研究の提出期限

提出期限	課　　程
１月１０日１７時まで	学校教育教員養成課程　教科教育コース（国語選修・英語選修・美術選修） 特別支援教育コース 養護教諭養成課程
１月３１日１７時まで	学校教育教員養成課程　教育実践科学コース 教科教育コース（上記以外）

なお、提出期限が土・日曜日及び祝日にあたる場合は次の修業日とする。

⑻ 教育実習・養護実習

教育実習は、所定の科目の単位を修得した後、３・４年次に本学部附属小・中学校及び幼稚園を中心に協力校（実習者の出身校を含む）で一定期間行われる。取得する免許の種類に応じて実習校が含まれる。

詳細は、**「Ⅳ　教育実習」**を参照すること。

４．その他

⑴ 介護等の体験

小学校又は中学校教諭普通免許状を取得するためには、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等体験）が必要である。これは授業ではないので単位認定は行われないが、大学が指定する施設において適切に実施し、その証明を受けなければならない。詳細は、**「Ⅷ【資料】２．」**を参照すること。

⑵ 他大学における学修単位等の認定

他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において修得した単位及び入学前にすでに修得した単位は、６０単位を限度として本学卒業の所要単位として認められる。

この中には、実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定の合格に係る学修の単位認定（１０単位以内）も含まれる。詳しくは**「Ⅷ【資料】３．」**を参照すること。

なお、留学などの学外学修を目的とした理由により休学し、その間に修得した単位についても本学の授業科目に振り替えて単位認定される場合があるので、認定を希望する学生は、休学期間開始の２ヶ月前までに学務グループに問い合わせること。

⑶ 大学間単位互換協定

「福島大学・宇都宮大学・茨城大学との単位互換協定」、「放送大学との単位互換協定」、「茨城キリスト教大学との単位互換協定」及び「茨城県立医療大学との単位互換協定」を締結している。

詳細については、学務グループに問い合わせること。

⑷ 他学部開設授業の履修

他の学部で開設されている授業（教育学部の**「授業科目一覧および授業時間割」**に掲載されていない授業）を履修する場合（自由履修単位となる）は、希望する授業科目の担当教員に必ず相談すること。学部によって履修申告の際の手続きが異なるので、希望する授業の当該学部学務係にその詳細を問い合わせること。

なお、教育学部の専門科目の中には他の学部の教室等で実施される授業もあるが、これらは他学部開設授業には該当しない。教育学部の**「授業科目一覧および授業時間割」**に掲載されている時間割コードで申告すること。

Ⅱ　履修基準

卒業資格を得るためには「基盤教育科目」「専門科目」「自由履修」のそれぞれに定められた単位数を修得しなければならない。「基盤教育科目」の履修については、**「大学共通教育履修案内」**を参照すること。「専門科目」の履修については、この要項で以下詳しく説明する。また、「自由履修」の単位は、原則として茨城大学（他学部も含む）が開講している全ての授業科目の修得単位をあてることができる。

- **「大学が独自に設定する科目」**
  教員免許状の取得に必要な科目。この科目は、「大学が独自に設定する科目」から修得するほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位が割り当てられる。（養護教諭免許状の場合、「養護に関する科目」の余剰単位も割り当てられる。）ただし、取得しようとする免許状の種類に対応していないといけないことに注意が必要である。
- **「特別専門科目」**
  この科目群は、教員免許状の取得に必要な所定の単位の枠組みや卒業に必要な「専門科目」の枠組みにとらわれない教育学部の専門科目であり、卒業に必要な「自由履修」の単位へ算入される。

なお、以下の履修基準の中で開講授業は、「必修科目」「選択必修科目」「その他の科目」の３種類に分けられている。

「必修科目」　　＝必ず指定された科目の単位を修得しなければならない。
「選択必修科目」＝指定された科目群の中から各自選択して必要単位数を修得する。
「その他の科目」＝特に表記がなく各自自由に選択して履修する。

これらの授業の具体的な設定は、教育学部の「授業科目一覧および授業時間割」を参照すること。

１．学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は、小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成する課程で、以下に示す３つのコースからなる。いずれのコースも卒業のためには「日本国憲法２単位」「体育２単位」「外国語コミュニケーション２単位」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位または情報機器の操作２単位」の取得が必要となる。「日本国憲法」は基盤教育科目の「日本国憲法」で、「体育」は基盤教育科目の「心と体の健康（身体活動）」で、「外国語コミュニケーション」は基盤教育科目の「Integrated English １Ａ・２Ａ・３Ａ」「Integrated English １Ｂ・２Ｂ・３Ｂ」で、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」は基盤教育科目の「情報リテラシー」により履修すること。さらに、教育実践科学コース及び教科教育コースでは、「介護等の体験」の実施が必要となる。「介護等の体験」については、「Ⅷ【資料】２．」を参照のこと。

【教育実践科学コース】

教育実践科学コースでは、小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の両方について取得可能な要件を満たすことを卒業に必要な条件としている。これらの免許状取得のための４年間の授業履修計画を立てること。

教員免許状についての詳細は、**「Ⅲ　教員免許状」**を参照のこと。なお、小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方で一種を取得することも可能である。

【教科教育コース】

教科教育コースでは、**小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状（各選修で定められた教科）の両方について取得可能な要件を満たすこと（小・中学校教諭どちらか必ず一種免許状の要件を満たすこと。両方二種免許状では不可。）**を卒業に必要な条件としている。小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の組み合わせは以下２種類のタイプがあるので、教科教育コースの学生はいずれかを選択し、これを参考にして４年間の授業履修計画を立てること。

Ａタイプ＝小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の取得
Ｂタイプ＝小学校教諭二種免許状と中学校教諭一種免許状の取得

教員免許状についての詳細は、**「Ⅲ　教員免許状」**を参照のこと。なお、小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方で一種を取得することも可能である。

【特別支援教育コース】

特別支援教育コースでは、**小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状の両方について取得可能な要件を満たすこと**を卒業に必要な条件としている。なお、中学校教諭普通免許状を取得することも可能である。

表Ⅱ－１．学校教育教員養成課程の履修基準

<table>
<tr><td colspan="4" rowspan="3">科目区分</td><td colspan="4">所要単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育実践科学</td><td colspan="2">教科教育</td><td rowspan="2">特別支援教育</td></tr>
<tr><td>Ａタイプ</td><td>Ｂタイプ</td></tr>
<tr><td rowspan="12">基盤教育科目</td><td rowspan="8">基盤学修（共通基礎/キャリア形成）</td><td colspan="2">大学入門ゼミ</td><td colspan="4">２</td></tr>
<tr><td colspan="2">茨城学</td><td colspan="4">１</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラクティカル・イングリッシュ</td><td colspan="4">４</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報リテラシー</td><td colspan="4">２</td></tr>
<tr><td colspan="2">データサイエンス・AI入門</td><td colspan="4">２</td></tr>
<tr><td colspan="2">心と体の健康（身体活動）</td><td colspan="4">２</td></tr>
<tr><td colspan="2">科学と倫理</td><td colspan="4">１</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライフデザイン</td><td colspan="4">１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主体学修（リベラルアーツ）</td><td rowspan="2">多文化理解</td><td>多文化コミュニケーション</td><td colspan="4" rowspan="2">３</td></tr>
<tr><td>ヒューマニティーズ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自然と社会の広がり</td><td>自然・環境と人間</td><td colspan="4" rowspan="2">４</td></tr>
<tr><td>グローバル化と人間社会</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計修得単位</td><td colspan="4">２２</td></tr>
<tr><td rowspan="11">専門科目</td><td colspan="3">教育の基礎的理解に関する科目</td><td colspan="4">１１</td></tr>
<tr><td colspan="3">道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び
生徒指導、教育相談等に関する科目</td><td colspan="4">１１</td></tr>
<tr><td colspan="3">教育実践に関する科目</td><td colspan="3">１０</td><td>８</td></tr>
<tr><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）</td><td colspan="2">３０</td><td>１６</td><td>３０</td></tr>
<tr><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）</td><td colspan="2">１２</td><td>３０</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="3">教育実践科学に関する科目</td><td>１０</td><td colspan="3">０</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="3">０</td><td>２８</td></tr>
<tr><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目における
複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）</td><td>０</td><td>１</td><td colspan="2">０</td></tr>
<tr><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目における
複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）</td><td colspan="2">０</td><td>１</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="3">卒業研究</td><td colspan="4">４</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計修得単位</td><td>８８</td><td>７９</td><td>８３</td><td>９２</td></tr>
<tr><td colspan="4">自由履修</td><td>１４</td><td>２３</td><td>１９</td><td>１０</td></tr>
<tr><td colspan="4">卒業に必要な合計修得単位</td><td colspan="4">１２４</td></tr>
</table>

以下表Ⅱ－１にしたがって、専門科目の単位修得について次の順に説明する。

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

(2)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

(2)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）

(3)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）

(3)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）

(4) 教育実践科学に関する科目

(5) 特別支援教育に関する科目

(6) 卒業研究

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

教員にとって必要な教育に関する専門的知識・技能を習得するための科目群である。これには、教科指導、生徒指導等に関する科目、教育実習など学校での教授・指導に直接資する知識及び技能を習得させるための科目が含まれ、取得しようとする免許状の種類（小・中学校、教科、一種・二種）に応じ、**「表Ⅱ－２．」**にしたがって単位を修得しなければならない。個々の授業科目がどの科目群に対応しているかについては、**「授業科目一覧および授業時間割」**の該当欄を参照すること。

表Ⅱ－２．教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目（学校教育教員養成課程）

免許法科目			教育実践科学	教科教育		特別支援教育
				Aタイプ	Bタイプ	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	［基１］	必修科目２単位			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	［基２］	必修科目２単位			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	［基３］	必修科目２単位			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	［基４］	必修科目２単位			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	［基５］	必修科目１単位			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	［基６］	必修科目２単位			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	［指１］	必修科目２単位			
	総合的な学習の時間の指導法	［指２］	必修科目１単位			
	特別活動の指導法	［指３］	必修科目１単位			
	教育の方法及び技術	［指４］	必修科目２単位			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	［指６］	必修科目１単位			
	生徒指導の理論及び方法	［生１］	必修科目２単位			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	［生３］				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）理論及び方法	［生２］	必修科目２単位			
教育実践に関する科目	教育実習	［教実］	必修科目を含み合計８単位			必修科目を含み合計６単位
	教職実践演習	［実演］	必修科目２単位			
合計修得単位			３２			３０

(2)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

小学校で設定されている各教科の内容に対応させて大学が開講している授業科目群のことである。これには、初等教育段階での教科内容の背景となる専門的な知識及び技能の修得を目的とする科目が含まれる。大学の授業科目すべてが対応しているのではなく、小学校の各教科に相当する科目「教科に関する専門的事項」、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」と「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」が、教員免許状取得のために使用できる科目として認定されている。

個々の授業科目がどの科目群に対応しているかは、**「授業科目一覧および授業時間割」**の「教及び教科の指導法に関する科目（小学校）」及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)」を参照すること。

表Ⅱ－３．教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の履修方法

コース	最低必要単位数		合　計
教育実践科学 特別支援教育	教科に関する専門的事項	１０単位	３０単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	－	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	２０単位	
Ａタイプ	教科に関する専門的事項	１０単位	３１単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	１単位	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	２０単位	
Ｂタイプ	教科に関する専門的事項	４単位	１６単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	－	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	６教科１２単位 （ただし、「音楽」、「図画工作」、「体育」の指導法から２教科以上を満たす）	

Ａタイプ・教育実践科学コース及び特別支援教育コースでは、「教科に関する専門的事項」と題された１０教科の科目のうち１０単位を各自選択して修得し、合わせて各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）と題された１０教科２０単位を修得しなければならない。

Ａタイプでは、さらに「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」のうち１単位を各自選択して修得しなければならない。

Ｂタイプでは、「教科に関する専門的事項」と題された１０教科のうち４単位、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）と題された１０教科の科目のうち６教科１２単位を各自選択して修得しなければならない。

(2)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）

３年次後学期に設定されているこの科目は、Ａタイプ卒業のための必修科目である。教育実習経験等をもとに個人課題を設定し、教科内容と教科方法とを融合した教育実践的資質を育成する内容である。

(3)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）

中学校及び高等学校等の学校で設定されている各教科の内容に対応する授業科目群のことである。これには、中等教育段階での教科内容の背景となる専門的な知識及び技能の習得を目的とする科目が含まれる。大学が開設している授業科目が全て教員免許状に対応をしているわけではない。科目によって、対応している学校種、教科、要件が異なるので、**「授業科目一覧および授業時間割」**を十分に確認し、免許取得のために必要な内容と単位数を満たさねばならない。

(3)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）

３年次後学期に設定されているこの科目は、Ｂタイプ卒業のための必修科目である。教育実習経験等をもとに個人課題を設定し、教科内容と教科方法とを融合した教育実践的資質を育成する内容である。

表Ⅱ－４．教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）の履修方法

コース	最低必要単位数		合　計
Ａタイプ 教育実践科学	教科に関する専門的事項	１０単位	１２単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	－	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	２単位	
Ｂタイプ	教科に関する専門的事項	２２単位	３１単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	１単位	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	８単位	

（注）各選修が定める必修科目によっては、上記表以上の履修が必要となることがある。

Ａタイプ及び教育実践科学コースでは、「教科に関する専門的事項」から１０単位、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」より２単位修得しなければいけない。ただし、各選修で定める必修科目がこれらの単位を超えていた場合、それに合わせる。なお、合計の１２単位を超えた分は、卒業要件上では自由履修として計上される。

Ｂタイプでは、「教科に関する専門的事項」から２２単位、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から１単位、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」より８単位修得しなければいけない。

(4) 教育実践科学に関する科目

「教育実践科学に関する科目」は、教育という営みを深く理解し、さまざまな教育事象を科学的に追求する姿勢と方法を学ぶことを通して、 今日の教育現場で求められる実践的指導力を育成するための専門科目である。教育実践科学コースの学生は、以下の履修基準にしたがって教育実践科学に関する科目の単位を修得する。

表Ⅱ－５．教育実践科学に関する科目

	科目区分	所要単位	
教育実践科学に関する科目	基底科目	2	
	教育科学領域	2以上	8
	学校教育実践領域	2以上	
	合計修得単位	１０	

(5) 特別支援教育に関する科目

「特別支援教育に関する科目」は、特別支援学校の教員に必要な専門的内容の習得を目的とする科目で、特別支援教育コースの学生は以下の履修基準にしたがって単位を修得する。

表Ⅱ－６．特別支援教育に関する科目

	科目区分		所要単位	
特別支援教育	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2以上	１６
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2以上	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		5	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		5	
	合計修得単位		２８	

(6) 卒業研究

「卒業研究」は通常の授業のように学修の時間は定められていない。学修の成果を各コース、系、選修で定められた論文、実技又は作品等の提出や発表等の形式により公表し、その成果が評価され単位を修得する。

２．養護教諭養成課程

養護教諭養成課程では、養護教諭一種免許状の取得要件を満たすことを卒業に必要な条件としている。卒業のためには「日本国憲法２単位」「体育２単位」「外国語コミュニケーション２単位」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目２単位または情報機器の操作２単位」の取得が必要となる。「日本国憲法」は基盤教育科目の「日本国憲法」で、「体育」は基盤教育科目の「心と体の健康（身体活動）」で、「外国語コミュニケーション」は基盤教育科目の「Integrated English １Ａ・２Ａ・３Ａ」「Integrated English １Ｂ・２Ｂ・３Ｂ」で、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」は基盤教育科目の「情報リテラシー」により履修すること。

なお、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健）の取得に配慮がある。

表Ⅱ－７．養護教諭養成課程の履修基準

科目区分				所要単位
基盤教育科目	基盤学修（共通基礎/キャリア形成）	大学入門ゼミ		2
		茨城学		1
		プラクティカル・イングリッシュ		4
		情報リテラシー		2
		データサイエンス・AI入門		2
		心と体の健康（身体活動）		2
		科学と倫理		1
		ライフデザイン		1
	主体学修（リベラルアーツ）	多文化理解	多文化コミュニケーション ヒューマニティーズ	3
		自然と社会の広がり	自然・環境と人間 グローバル化と人間社会	4
	合計修得単位			２２
専門科目	教育の基礎的理解に関する科目			１１
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			１１
	教育実践に関する科目			7
	保健の指導法に関する科目			8
	養護に関する科目			４０
	卒業研究			4
	合計修得単位			８１
自由履修				２１
卒業に必要な合計修得単位				１２４

以下表Ⅱ－７にしたがって、専門科目の単位修得について次の順に説明する。

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目・保健の指導法に関する科目

(2) 養護に関する科目

(3) 卒業研究

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目・保健の指導法に関する科目

教員である養護教諭にとって必要な教育に関する専門的知識・技能を習得する科目群である。これには、生徒指導、教育相談等に関する科目、養護実習など学校での支援・指導に直接資する知識及び技能を習得させるための科目が含まれている。

「表Ⅱ－８．教育の基礎的理解等に関する科目（養護教諭養成課程）」にしたがって単位を修得することによって、養護教諭一種免許状の取得に必要な「教育の基礎的理解等に関する科目」の修得単位が満たされる。

なお、中学校及び高校教諭一種免許状（保健）に必要な単位数が異なるため取得を希望する場合、「表Ⅱ－８．」に加えて教育実習（養護実習とは異なる）、教職実践演習（養護教諭とは異なる）など、定められた単位を修得しなければならない。

表Ⅱ－８．教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭養成課程）

免許法科目		所要単位
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ［基１］	必修科目２単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ［基２］	必修科目２単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ［基３］	必修科目２単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ［基４］	必修科目２単位
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ［基５］	必修科目１単位
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ［基６］	必修科目２単位
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ［指５］	必修科目４単位
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ［指４］	必修科目２単位
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ［指６］	必修科目１単位
	生徒指導の理論及び方法 ［生１］	必修科目２単位
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）理論及び方法 ［生２］	必修科目２単位
保健の指導法に関する科目		必修科目８単位
教育実践に関する科目	養護実習	必修科目５単位
	教職実践演習	必修科目２単位
合計修得単位		３７

(2) 養護に関する科目

「養護に関する科目」は、養護教諭の免許取得のために必要な専門の科目群である。学校教育教員養成課程の「教科に関する科目」に相当するものであり、中学校教諭・高等学校教諭の「保健」の免許状取得に必要な科目と重複しているものが多い。

養護教諭が学校現場で実際に活動していくために必要な実践的な科目のほか、それらの基礎となる各種の科目とから構成されている。

次の「表Ⅱ－９．」にしたがって単位を修得することによって養護教諭一種免許状の「養護に関する科目」及び中学校教諭一種免許状（保健）の「教科に関する科目」に必要な所要単位を満たすことができる。また、それぞれの免許状に必要な修得単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位数として利用できる。

表Ⅱ－９．養護に関する科目

免許法科目	所要単位
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	４以上
学校保健	２以上
養護概説	２以上
健康相談活動の理論及び方法	２以上
栄養学（食品学を含む。）	２以上
解剖学及び生理学	２以上
「微生物学、免疫学、薬理概論」	２以上
精神保健	２以上
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０以上
合計修得単位	４０

(3) 卒業研究

「卒業研究」は通常の授業のように学修の時間は定められていない。指導教員のもと各自が定めたテーマにしたがって論文等をまとめ、その成果が評価され単位を修得する。

Ⅲ　教員免許状

教員となるためには、教育職員免許法の定める教職課程の科目を大学等で履修することなどにより、教員免許状を取得することが必要である。教員免許状には下記に示す普通免許状のほか、在学中の諸君には直接関係はないが、特別免許状、臨時免許状がある。

表Ⅲ－１．教員免許状（普通免許状）の種類

<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">大学院修士課程修了</th><th colspan="2">大学卒業</th></tr>
<tr><th>短期大学卒業</th></tr>
<tr><td>小学校教諭</td><td rowspan="2">専修免許状</td><td rowspan="2">一種免許状</td><td rowspan="2">二種免許状</td></tr>
<tr><td>中学校教諭</td></tr>
<tr><td>特別支援学校教諭</td><td>専修免許状
（＋小、中、高又は
幼の普通免）</td><td>一種免許状
（＋小、中、高又は
幼の普通免）</td><td>二種免許状
（＋小、中、高又は
幼の普通免）</td></tr>
<tr><td>養護教諭</td><td rowspan="3">専修免許状</td><td rowspan="3">一種免許状</td><td>二種免許状</td></tr>
<tr><td>高等学校教諭</td><td></td></tr>
<tr><td>幼稚園教諭</td><td>二種免許状</td></tr>
</table>

注１）中学校及び高等学校教員免許状は、更に教科別に設けられている。また、養護教諭の免許状には、学校種別はない。

注２）免許状の名称は「小学校教諭普通免許状（一種）」、あるいは「小学校教諭一種免許状」のように表記される。

注３）本学部では、普通免許状の一種・二種が取得できる。また、一種免許状を取得し、本学大学院教育学研究科において定められた単位を修得した者は、専修免許状が取得できる。

(1)教員免許状取得に必要な共通的な科目

教育職員免許法では、文部科学省令にしたがって「日本国憲法（２単位）」「体育（２単位）」「外国語コミュニケーション（２単位）」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目（２単位）または情報機器の操作（２単位）」の修得を定めている。本大学ではこれらの科目について次のように対応させている。

表Ⅲ－２．教員免許状取得に必要な共通的な科目とその対応科目区分

免許状取得に必要な 共通的な科目	本学で対応している科目区分	
日本国憲法	基盤教育科目	日本国憲法
体育	基盤教育科目	心と体の健康（身体活動）
外国語コミュニケーション	基盤教育科目	Integrated English １Ａ・２Ａ・３Ａ Integrated English １Ｂ・２Ｂ・３Ｂ
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目	基盤教育科目	情報リテラシー

注１）これらの科目の単位をそれぞれ２単位ずつ修得していること。

(2)教員免許状（普通免許状）取得に必要な専門科目

教育職員免許法では、免許状の種類によって履修すべき科目と必要単位数が細かく定められているが、大きくわけると次のようになる。

表Ⅲ－３．教員免許状取得に必要な専門科目の区分と必要単位数

免許状の種類		専門科目の区分と必要単位数							
学校種別		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目
小学校教諭	一種		３０	１０	１０	7	2		
	二種		１６	6	6	7	2		
中学校教諭	一種		２８	１０	１０	7	4		
	二種		１２	6	6	7	4		
特別支援学校教諭	一種							２６	
	二種							１６	
養護教諭	一種			8	6	7	7		２８
	二種			5	3	6	4		２４
高等学校教諭	一種		２４	１０	8	5	１２		
幼稚園教諭	一種	１６		１０	4	7	１４		
	二種	１２		6	4	7	2		

注１）一種については「学士」の学位、二種については「準学士」の称号を有すること。

注２）特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。

(3)教員免許状取得の際の留意点

①修得した単位は、卒業に必要な単位として数えると同時に教員免許状取得に必要な単位としても数えることができる（別の枠組みであると考える）。

②修得した教員免許状に対応した専門科目の単位は、複数の免許状取得に共通している場合、それぞれに必要な単位として数えることができる。ただし、「教育の基礎的理解に関する科目」の一部と「大学が独自に設定する科目」については、学校種別によって共通的に数えることができない場合があるので注意すること。

③「大学が独自に設定する科目」の必要単位数には、同区分の科目で修得した単位のほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位が割り当てられる。（養護教諭免許状の場合、「養護に関する科目」の余剰単位も割り当てられる。）
ただし、取得しようとする教員免許状の種類に対応していないといけないことに注意すること。

④同一教科の中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を取得する際、「科目区分」が異なっている教科があるのでよく確認すること。また、「教育の基礎的理解に関する科目」についても一部異なるので注意すること。

⑤免許状取得のために履修しなければならない授業科目は、「各教諭免許状の履修基準」に掲げる免許法上の科目を別誌の**「授業科目一覧および授業時間割」**の免許区分欄によって求めることができる。

⑥以下「各教諭免許状の履修基準」の表記については、次のように理解すること。

a. 「科目」とあるのは、免許法上にいう科目のことである。

b. 「科目」欄に“・・・（○○○を含む。）”とあるのは、それを含めて履修する必要があるもの。
たとえば“国文学（国文学史を含む。）”とある場合は、国文学に関する授業科目中に国文学史を含んでいる科目を履修しなければならない。

c. “・・・及び○○○”は、両方の科目の履修を必要とするもの。たとえば、“日本史及び外国史”は、日本史に関する科目と外国史に関する科目の両方を履修しなければならない。

d. “「・・・、○○○」”と科目名にカギカッコを付して列挙されているものは、その中の一つ以上の科目を履修する必要があるもの。たとえば、“「哲学、倫理学、宗教学」”は、哲学、倫理学、宗教学の中から一つ以上の科目を選んで履修する。

e. 教育の基礎的理解に関する科目については、本章末に掲載されている「略号一覧」を参考にすること。

１．小学校教諭普通免許状

小学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－４．小学校教諭普通免許状

科目の区分		各区分の最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位	６単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	２単位	１単位
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位	６単位
教育実践に関する科目	教育実習	５単位	５単位
	教職実践演習	２単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	７単位	７単位
大学が独自に設定する科目		２単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	２単位	２単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	（ ※ ）	（ ※ ）
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	小学校１０教科 各１単位以上	小学校１０教科 のうち６教科以上 （音楽、図画工作、体育のうち、２教科以上を含む）をそれぞれ１単位以上
	合計修得単位（各事項を含むこと）	３０単位	１６単位

※「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“（各事項を含むこと）”に含めなくてもよい。

２．中学校教諭普通免許状

中学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。
また、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各科目で定められた科目を取得すること。

表Ⅲ－５．中学校教諭普通免許状

科目の区分		各区分の最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位	６単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位	６単位
教育実践に関する科目	教育実習	５単位	５単位
	教職実践演習	２単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	７単位	７単位
大学が独自に設定する科目		４単位	４単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	４単位	４単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	取得する免許教科の種類に応じ、「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ１単位以上修得	取得する免許教科の種類に応じ、「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ１単位以上修得
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	（ ※ ）	（ ※ ）
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	受けようとする免許教科について８単位以上	受けようとする免許教科について２単位以上
	合計修得単位（各事項を含むこと）	２８単位	１２単位

※ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“(各事項を含むこと)”に含めなくてもよい。

表Ⅲ－６．中学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位	
		一種	二種
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	１以上	１以上
	国文学（国文学史を含む。）	１以上	１以上
	漢文学	１以上	１以上
	書道（書写を中心とする。）	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
社会	日本史及び外国史	１以上	１以上
	地理学（地誌を含む。）	１以上	１以上
	「法律学、政治学」	１以上	１以上
	「社会学、経済学」	１以上	１以上
	「哲学、倫理学、宗教学」	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
数学	代数学	１以上	１以上
	幾何学	１以上	１以上
	解析学	１以上	１以上
	「確率論、統計学」	１以上	１以上
	コンピュータ	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
理科	物理学	１以上	１以上
	化学	１以上	１以上
	生物学	１以上	１以上
	地学	１以上	１以上
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
音楽	ソルフェージュ	１以上	１以上
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	１以上	１以上
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	１以上	１以上
	指揮法	１以上	１以上
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	１以上	１以上
	彫刻	１以上	１以上
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	１以上	１以上
	工芸	１以上	１以上
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位	
		一種	二種
保健体育	体育実技	１以上	１以上
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	１以上	１以上
	生理学（運動生理学を含む。）	１以上	１以上
	衛生学及び公衆衛生学	１以上	１以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
保健	生理学及び栄養学	１以上	１以上
	衛生学及び公衆衛生学	１以上	１以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
技術	材料加工（実習を含む。）	１以上	１以上
	機械・電気（実習を含む。）	１以上	１以上
	生物育成	１以上	１以上
	情報とコンピュータ	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	１以上	１以上
	被服学（被服実習を含む。）	１以上	１以上
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	１以上	１以上
	住居学	１以上	１以上
	保育学	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０
英語	英語学	１以上	１以上
	英語文学	１以上	１以上
	英語コミュニケーション	１以上	１以上
	異文化理解	１以上	１以上
	合計修得単位	２０	１０

３．特別支援学校教諭普通免許状

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－７．特別支援学校教諭普通免許状（特別支援教育に関する科目）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="4">最低修得単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">一種</td><td colspan="2">二種</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td colspan="2">２</td><td colspan="2">２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td>１以上</td><td rowspan="2">１６</td><td>１以上</td><td rowspan="2">８</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td><td>２以上</td><td>１以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td colspan="2" rowspan="2">５</td><td colspan="2" rowspan="2">３</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</td><td colspan="2">３</td><td colspan="2">３</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計修得単位</td><td colspan="2">２６</td><td colspan="2">１６</td></tr>
</table>

注意事項

特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、基礎理論に関する科目（特１）、特別支援教育領域に関する科目（特２・特３）、特別支援教育領域外に関する科目（特４）、特別支援学校での教育実習（特５）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

注意しなければならないのは特別支援教育領域と領域外との区別である。特別支援学校教諭免許状には、知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害の計５領域があるが、茨城大学教育学部で取得できるのは、知的障害・肢体不自由・病弱の３領域のみである。この３領域の科目から計１６単位修得する必要がある。カリキュラム構造上、副専攻の学生が特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、以下の組み合わせで取得する以外には免許状が取れないことになっている。

パターン１：知的障害領域（１２）・肢体不自由領域（4）
パターン２：知的障害領域（１２）・病弱領域（4）
パターン３：知的障害領域（8）・肢体不自由領域（4）・病弱領域（4）
注）（　）内の数字は免許法上で取得に必要な最低単位数を示す

※領域外とは、前述の５領域の中で取得しなかった免許状の領域のことを指す。以下に、パターンごとに領域外のものを示す。
パターン１：病弱・視覚障害・聴覚障害領域
パターン２：肢体不自由・視覚障害・聴覚障害領域
パターン３：視覚障害・聴覚障害領域

それぞれのパターンで領域外の科目は異なることから、履修の仕方も非常に複雑になっている。そこで、特別支援教育領域外に関する科目（特４）の中には、「含む領域」として全５領域を設定している授業科目もあるので、この中から最低２単位選択履修すること。いずれのパターンであっても領域外の科目としてカバーされる。

さらに、領域外の科目には免許の領域に含まれない「重複・ＬＤ等の領域」がある。これは必ず修得しなければならない。したがって、「中心となる領域」で「重複・ＬＤ等領域」と書かれている必修科目は全て履修すること。

４．養護教諭普通免許状

養護教諭の免許状を取得するには、次の表に示す単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－８．養護教諭普通免許状

科目の区分		最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	８単位	５単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習及び特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	６単位	３単位
教育実践に関する科目	養護実習	５単位	４単位
	教職実践演習	２単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	７単位	６単位
大学が独自に設定する科目		７単位	４単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	７単位	４単位
養護に関する科目	養護に関する科目		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	２８単位	２４単位

表Ⅲ－９．養護教諭普通免許状（養護に関する科目）

養護に関する科目	最低修得単位	
	一種	二種
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
学校保健	2	1
養護概説	2	1
健康相談活動の理論及び方法	2	2
栄養学（食品学を含む。）	2	2
解剖学及び生理学	2	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
精神保健	2	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０	１０
合計修得単位	２８	２４

５．高等学校教諭普通免許状

高等学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－１０．高等学校教諭普通免許状

科目の区分		一種
	各科目に含めることが必要な事項	各区分の最低修得単位
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	合計修得単位（各事項を含むこと）	８単位
教育実践に関する科目	教育実習	３単位
	教職実践演習	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	５単位
大学が独自に設定する科目		１２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１２単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	取得する免許教科の種類に応じ「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ１単位以上修得
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	（ ※ ）
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	４単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	２４単位

※ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“（各事項を含むこと）”に含めなくてもよい。

表Ⅲ－１１．高等学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位（一種）
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	１以上
	国文学（国文学史を含む。）	１以上
	漢文学	１以上
	合計修得単位	２０
地理歴史	日本史	１以上
	外国史	１以上
	人文地理学及び自然地理学	１以上
	地誌	１以上
	合計修得単位	２０
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	１以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	１以上
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	１以上
	合計修得単位	２０
数学	代数学	１以上
	幾何学	１以上
	解析学	１以上
	「確率論、統計学」	１以上
	コンピュータ	１以上
	合計修得単位	２０
理科	物理学	１以上
	化学	１以上
	生物学	１以上
	地学	１以上
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	１以上
	合計修得単位	２０
音楽	ソルフェージュ	１以上
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	１以上
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	１以上
	指揮法	１以上
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	１以上
	合計修得単位	２０
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	１以上
	コンピュータ・情報処理	１以上
	情報システム	１以上
	情報通信ネットワーク	１以上
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	１以上
	合計修得単位	２０

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位（一種）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	１以上
	彫刻	１以上
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	１以上
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	１以上
	合計修得単位	２０
書道	書道（書写を含む。）	１以上
	書道史	１以上
	「書論、鑑賞」	１以上
	「国文学、漢文学」	１以上
	合計修得単位	２０
保健体育	体育実技	１以上
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	１以上
	生理学（運動生理学を含む。）	１以上
	衛生学及び公衆衛生学	１以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	１以上
	合計修得単位	２０
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	１以上
	衛生学及び公衆衛生学	１以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	１以上
	合計修得単位	２０
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	１以上
	被服学（被服実習を含む。）	１以上
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	１以上
	住居学	１以上
	保育学	１以上
	合計修得単位	２０
工業	工業の関係科目	１以上
	職業指導	１以上
	合計修得単位	２０
英語	英語学	１以上
	英語文学	１以上
	英語コミュニケーション	１以上
	異文化理解	１以上
	合計修得単位	２０

６．幼稚園教諭普通免許状

幼稚園教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－１２．幼稚園教諭普通免許状

科目の区分	各科目に含めることが必要な事項	各区分の最低修得単位 一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	１単位以上	１単位以上
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１０単位	６単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	４単位	４単位
教育実践に関する科目	教育実習	５単位	５単位
	教職実践演習	２単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	７単位	７単位
大学が独自に設定する科目		１４単位	２単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１４単位	２単位
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	（＊１）	（＊１）
	合計修得単位（各事項を含むこと）	１６単位	１２単位

＊１　小学校教諭免許の所要資格を満たしている場合、一定までは小学校の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する科目」及び「特別活動の指導法に関する科目」から充てることができる。

領域及び保育内容の指導法に関する科目　必要要件単位 ･･･ 一種 １６単位、二種 １２単位

（１６単位*　－　領域に関する専門的事項）÷２　　[*：二種は１２単位で計算]
＝「もって充てることができる単位」から充てることのできる上限（小数点切り捨て）

※「もって充てることができる単位」
・小学校の各教科の指導法に関する科目
（“社会”“理科”“家庭科”“外国語”の指導法以外からが望ましいが、もって充てることはできる）
・特別活動の指導法

（注）　「小学校の教科に関する専門的事項」のうち幼稚園教諭免許に対応している科目で修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の修得単位として数えることができる。

「授業科目一覧および授業時間割等に記載される略号について」（参考）

表Ⅲ－１３．授業科目一覧および授業時間割等に記載する略号

欄	科目の区分	各科目に含めることが必要な事項	小	中	高	幼	養護
3	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	［基１］	［基１］	［基１］	［基１］	［基１］
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	［基２］	［基２］	［基２］	［基２］	［基２］
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	［基３］	［基３］	［基３］	［基３］	［基３］
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	［基４］	［基４］	［基４］	［基４］	［基４］
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	［基５］	［基５］	［基５］	［基５］	［基５］
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	［基６］	［基６］	［基６］	［基６］	［基６］
4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	［指１］	［指１］			
		総合的な学習の時間の指導法〔総合的な探究の時間の指導法〕	［指２］	［指２］	［指２］		
		特別活動の指導法	［指３］	［指３］	［指３］		
		教育の方法及び技術≪教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）≫	［指４］	［指４］	［指４］	［指４］	［指４］
		生徒指導の理論及び方法	［生１］	［生１］	［生１］		［生１］
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	［生２］	［生２］	［生２］	［生２］	［生２］
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	［生３］	［生３］	［生３］		
		幼児理解の理論及び方法				［生４］	
		道徳、総合的な学習及び特別活動に関する内容					［指５］
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	［指６］	［指６］	［指６］	［指６］	［指６］
5	教育実習　【養護実習】		［教実］	［教実］	［教実］	［教実］	［養実］
6	教職実践演習		［実演］	［実演］	［実演］	［実演］	［実演］

【　】は、養護教諭の場合、≪　≫は、幼稚園及び養護教諭の場合、〔 〕は高校教諭の場合

表Ⅲ－１４．授業科目一覧および授業時間割等に記載する「特別支援教育に関する科目」の略号

特別支援教育に関する科目		記号
特別支援教育の基礎理論に関する科目		［特１］
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	［特２］
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	［特３］
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		［特４］
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		［特５］

Ⅳ　教育実習

１．教育実習の目的、目標

⑴ 目的

教育実習では、大学在学中に一定期間継続的に幼稚園・小学校・中学校・高等学校、及び特別支援学校等での教育場面に触れ、教師が行う教育活動や子どもの実態を観察するとともに、様々な教員としての職務に参加し、教材研究をして授業を実施する（あるいは指導計画を作成し、授業以外の諸活動を行う）。具体的な目的は以下のとおりである。

①大学での講義や、書物で学んだ教育理論の実際の教育場面への適用を試みること。
②教育活動の実際に触れ、その全般について体験的に理解を深め、教育の本質を体得すること。
③学生の立場で教員としての生活を疑似体験し、自己の教職適性を検証すること。
④実際の教育実践の中で教師・子どもと触れることによって、新たに教育理論を学ぶ意欲を刺激すること。

⑵ 目標

教育実習では、教職員や児童生徒と直接関わることによって、教育者としての使命感、学び続ける教師としての自覚、高度な専門性、学習指導力及び生徒指導力の習得、チーム学校の一員としての認識を身に付けるために、以下のことを目標とする。

①社会人及び教員として、熱意と使命感を持って実習に臨むことができる。
②進んで児童・生徒の理解に努め、教員としての意識を持った責任感と愛情のある指導ができる。
③授業の構想、教材研究、授業実践、省察という一連の活動を通して学習指導の質を高めることができる。
④学級担任の業務に進んで参加することを通して、学級経営の基本について理解することができる。
⑤教育実習履修簿の作成を通して、日々の実習を省察することができる。

次ページに示した「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（一部抜粋)」の「教職を担うに当たり必要となる素養」は、教員としてだけではなく、社会人として身に付けるべき基本的資質を示しているので、参考にしてもらいたい。

「教職を担うに当たり必要となる素養」

【社会人として】

・人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーをもって行動することができる。
・人権に関する知的理解があり、人権感覚をもって行動することができる。
・常にコンプライアンスを意識して行動することができる。
・コミュニケーション力を生かし対人関係を構築することができる。
・ストレスと身体の健康を適切に自己管理することができる。
・多様な文化の生活・習慣・価値観を尊重することができる。

【教員として】

・子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちを理解することができる。
・自己の現状と課題を知り、他の教員の指導や意見に耳を傾け、学び続けることができる。
・保護者や地域の声に耳を傾け、誠実に対応することができる。
・学校教育に関する法令等と学校の役割を理解することができる。

「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（一部抜粋）」平成 30 年 2 月　茨城県教育委員会

２．教育実習の概要

⑴教育実習の授業科目

ａ．教育実習の授業科目の種類と単位

教員免許状を取得するためには、取得しようとする免許状の学校種別によって、異なる種類の教育実習の単位修得が義務づけられている。

なお、教育職員免許法が定め、本要項で示されている「教育実習」「養護実習」及び「心身に障害のある幼児、児童、又は生徒についての実習」（一般にはこれらを総称して教育実習と呼ぶ）に対応して開設される授業科目の種類及び単位は、『授業科目一覧および授業時間割』に掲載されている。

ｂ．単位の代替・読み替え

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭の教員免許状を受ける場合には 5 単位中 3 単位まで、高等学校教諭の教員免許状を受ける場合には 3 単位中 2 単位までを、他の校種の教育実習の単位で読み替えることができる。なお、3 年次の附属小中学校実習と 4 年次の協力校実習の単位を取得すれば、小学校一種・中学校一種免許状取得に必要な 5 単位を満たすことができる。

ｃ．教育実習委員会と教育実習校

教育実習の授業科目の計画、運営はすべての課程・コースから選ばれた教員の委員で構成される「教育実習委員会」が行い、実際の教育実習の学習、指導は附属学校・附属幼稚園、教育実習協力学校、学生の出身学校（母校）において行われる。これらに関わる事務処理、届け出の窓口は「教育学部学務グループ」が担当している。

⑵教育実習の履修方法

ａ．必修科目、追加免許状に必要な科目、希望者対象の科目

学生が所属する課程・コースごとに、また取得を希望する教員免許状の種別に応じて、履修を必要とする教育実習の授業科目が決められている（取得に対して履修上の配慮がされている免許の種類は本要項 Ⅰ 概要 ２．卒業資格の「表Ⅰ－３．取得に配慮のある教員免許状の種類」を参照)。受講が必要な授業科目の詳細については、『授業科目一覧および授業時間割』及び後述の課程別・教育実習科目別「実施計画」の説明を読み、自分の所属する課程・コースごとに詳しいオリエンテーションを受けること。

種　類	学校教育教員養成課程		養護教諭養成課程
	教育実践科学コース 教科教育コース	特別支援教育コース	
必修科目	教育実習指導Ⅰ及びⅡ 教育実習（小学校）ⅠまたはⅡ 教育実習（中学校）ⅠまたはⅡ	教育実習指導Ⅰ及びⅡ 教育実習（小学校）Ⅰ 特別支援教育実地研究	養護実習指導Ⅰ 養護実習（小学校） 養護実習（中学校）
追加免許状に必要な科目	特別支援教育実地研究	教育実習（中学校）Ⅱ	教育実習指導Ⅰ及びⅡ 教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
希望者対象の科目	教育実習（幼稚園）Ⅰ及びⅡ 教育実習（中学校）Ⅲ	教育実習（幼稚園）Ⅰ及びⅡ 教育実習（中学校）Ⅲ	養護実践指導 養護実習（高等学校）

※教育実習（中学校）Ⅲは、出身高等学校での帰省実習

b．履修の手続き

1)「オリエンテーション」受講・「履修申告」手続き・「事前事後指導」の受講

教育実習に対応する授業科目は、他の授業科目とは異なり、まず所定の期日に行われる「オリエンテーション」を受講し、受講の申し込みを行う。また、教育実習の前後に「事前指導」及び「事後指導」を受講しなければならない。これらは、「教育職員免許法施行規則」において、教育実習の修得必要単位数の内に必ず1単位分含むことが義務づけられている。オリエンテーションの日程等については、教務情報ポータルシステムまたはメールにて通知するので、常に確認すること。

2）提出書類と手続き及び課程・コースごとの「教育実習委員」教員との面接

履修申告に必要な提出書類は、オリエンテーションで配布される。また、提出手続きについてもオリエンテーションで説明されるため、必ず出席すること。

履修手続きに際しては、自分の所属する課程・コースの「教育実習委員」教員の面接、指導・援助を受ける。不明・不安な点等についてよく相談すること。また、教育実習を行うにあたり、差し障りのある疾病やアレルギー等がある場合には必ず申し出ること。

3）保険加入と健康診断の受診

授業の特質上、履修に際して保険加入と健康診断の受診を義務づける。具体的な手続きについては、オリエンテーションで詳しく説明する。

4）出身学校との連絡・交渉

出身学校で教育実習を行う場合は、履修を希望する本人が出身学校に直接連絡・交渉を行い、必要な手続き（「内諾書」の取得等）を自分自身で行う。必要書類の受け取り、交渉・手続きの仕方については、オリエンテーションで具体的な説明を行う。

c．履修資格

授業科目ごとに定める基準・手続きにより、教育実習委員会が受講生の履修資格を審査する。

d．履修取りやめ

やむを得ない理由がない限り、自己の都合で「履修取りやめ」はできない。

実習先における履修者の不適切な態度・行動があまりに甚だしい場合は、教育実習委員会の判断で「履修取りやめ」を指示することがある。

e．履修中の報告義務

教育実習の履修中に実習校において何らかの問題が生じたときには、直ちに「教育学部学務グループ／電話　０２９－２２８－８２０４」、各教室の教育実習委員及び連絡担当教員へ連絡をとること。

⑶ 教育実習の評価

全ての授業科目に共通する以下の評価（採点）方法と、授業科目ごとの評価項目（後述の「ｃ．評価項目」1）～4）参照）が定められており、教育実習を行った学校から提出される評価資料に基づき、教育実習委員会が成績判定を行う。

評価は、A^{+}、A、B、C、Dの5段階とし、Dは不合格として単位を認めない。

ａ．評価（採点）方法

「ｃ．評価項目」の1）～4）に示す5つの項目について、下表に基づいて各10点満点で採点する。

点	評　価　内　容
10～9	・各小項目に示す内容について、十分に修得または理解し、自立して実践することができた。（特に優れたものを10とする）
8	・各小項目に示す内容について、ほぼ修得または理解し、自立して実践することができた。
7	・各小項目に示す内容について、偏りはあるが修得または理解し、自立して実践することができた。
6	・各小項目に示す内容について、偏りはあるが修得または理解し、指導や援助を受けながら実践することができた。
5～0	・各小項目に示す内容についての修得や理解の度合いが劣る。実践への意欲が低い。 （判断される程度に応じて5～0とする。）

項目ごとの点数を合計し、

A^{+}　（50～45＝9割以上）
A　（44～40＝8割以上）
B　（39～35＝7割以上）
C　（34～30＝6割以上）
D　（29～0　＝6割未満）　＊不合格

の評価を与える。

ｂ．その他（付帯条件）

出席日数が、実習期間日数の４分の３に満たない場合は、単位を認定しない。

実習期間終了後、教育実習履修簿を提出しない場合は、単位を認定しない。

ｃ．評価項目

1）教育実習（小学校・中学校）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

項　　目	内　　容
１．勤務（実習）態度	○勤務（実習）に熱意と責任感をもつ。 ○勤務（実習）時間や規則をよく守る。 ○容姿、服装、礼儀に十分留意する。 ○諸行事に積極的に参加協力する。 ○教員・同僚に対して常に協力的態度をとる。
２．児童・生徒の理解と指導	○児童生徒をよく理解し、かつ把握するように努力する。 ○児童生徒と積極的に関わることができる。 ○児童生徒に対して愛情を注ぎ、かつ公平な態度をもってのぞむ。 ○学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動等の指導に積極的に参加する。 ○教科・領域外の諸活動（清掃指導等）における指導に責任と熱意をもってあたる。
３．授業の構想と研究	○指導目標を適切に把握し、それを指導案に十分にもりこむ。 ○立案を精密にする。また、それがまとまりをもつようにする。 ○児童生徒の興味と発達段階に応じた能力への配慮を十分にする。 ○教材研究、指導法研究への積極性と謙虚さをもつ。 ○研究授業、批評会等に建設的に参加し、かつ謙虚に反省する。
４．授業の実践	○動機づけ（導入)、展開、まとめを適切に行う。 ○発問・指示・説明などの仕方(話し方)、態度(おちつき、熱意など)に十分留意する。 ○板書、資料・教具の利用を適切に行う。 ○授業中における児童生徒の学習状況を的確に把握する。 ○個別学習、グループ学習への適切な支援をする。
５．学級経営・事務	○学級担任としての役割を理解し、必要な業務を適切に行う。 ○学級の帳簿、記録等の記入を正確かつ迅速にする。 ○児童生徒の諸活動の成果（ノート、プリント、作品等）の処理を丁寧に行う。 ○教室環境整備に積極的に取り組み、丁寧に行う。 ○教育実習履修簿の作成に熱意と努力を傾け、提出期日を正確に守る。

2）特別支援教育実地研究

項　　目	内　　容
１．勤務態度	○勤務（実習）に熱意と責任感をもつ。 ○勤務（実習）時間や規則を守る。 ○身だしなみ、礼儀に留意する。 ○諸行事に積極的に参加協力する。 ○教員・同僚に対して常に協力的態度をとる。
２．児童・生徒の理解と指導	○児童生徒の個性・発達段階を理解し適切なかかわりができる。 ○児童生徒と積極的にかかわることができる。 ○児童生徒に対して愛情を注ぎ、個に応じた公平なかかわりをもってのぞむ。 ○日常生活指導、集会・委員会活動等の指導に積極的に参加する。 ○休み時間や給食・清掃等における指導に責任をもって当たる。
３．授業の構想と研究	○児童生徒一人一人の指導課題を適切に把握し、それに基づき指導計画を立てる。 ○児童生徒の興味とその発達段階に応じた能力への適切な配慮をする。 ○授業実践の反省に基づき、次時への改善に努める。 ○教材研究、指導法研究への積極性と謙虚さをもつ。 ○研究授業、反省会等に建設的に参加し、かつ謙虚に反省する。
４．授業の実践	○動機づけ（導入）、展開、まとめを示範や前時の反省等に基づき適切に行う。 ○発問・指示・説明などの仕方（話し方）、態度（おちつき、熱意等）、教師間の連携（Ｔ・Ｔ等）に留意する。 ○板書、資料・教具を適切に活用する。 ○授業中における児童生徒の活動状況を的確に把握し、対応する。 ○個別学習、グループ学習への適切な支援をする。
５．学級経営・事務	○学級担任としての役割を理解し、必要な業務を適切に行う。 ○部や学級における状況を把握し、教師間の連携の下に適切に対応する。 ○指導教員等に提出する文書等の提出期日を正確に守る。 ○教室環境整備に積極的に取り組み、丁寧に行う。 ○教育実習履修簿を書式に従い作成し、かつ提出期日を正確に守る。

3）養護実習（小学校・中学校・高等学校）

項　　目	内　　容
１．勤務（実習態度）	○勤務（実習）に熱意と責任感をもつ。 ○勤務（実習）時間や規則をよく守る。 ○容姿、服装、礼儀に十分留意する。 ○諸行事に積極的に参加協力する。 ○教員・同僚に対して常に協力的態度をとる。
２．児童・生徒の理解	○児童生徒をよく理解し、かつ把握するように努力する。 ○児童生徒と積極的に関わることができる。 ○児童生徒に対して愛情を注ぎ、かつ公平な態度をもってのぞむ。 ○学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動等の指導に積極的に参加する。 ○教科・領域外の諸活動（清掃指導等）における指導に責任と熱意をもってあたる。
３．養護実践の構想と研究	○養護実践を適切に把握し、それを学校の教育活動の中にきちんと位置づける。 ○児童生徒の興味と発達段階に応じた能力への配慮を十分にする。 ○実践研究への積極性と謙虚さをもつ。 ○研究的養護実践に建設的に参加し、かつ謙虚に反省する。
４．養護実践	○児童生徒の健康面でのニーズを汲みとる取り組みを積極的に行う。 ○児童生徒に対する話の聴き方や語りかけにおいて、十分な配慮がみられる。 ○救急処置や健康相談活動など、保健室来室者に対して適切に対応する。 ○個別的対応やグループなどへの対応など、適切な支援をする。
５．保健室の経営と事務	○養護教諭としての役割を理解し、必要な業務を適切に行う。 ○保健室の帳簿、記録等の記入を正確かつ迅速にする。 ○児童生徒の諸活動の成果（ノート、プリント、作品等）の処理を丁寧に行う。 ○保健室環境整備に積極的に取り組み、丁寧に行う。 ○養護実習履修簿の作成に熱意と努力を傾け、提出期日を正確に守る。

4）教育実習（幼稚園）Ⅱ

項　　目	内　　容
１．実習態度	○勤務時間や約束事をよく守る。 ○勤務に熱意と責任感をもつ。 ○容姿、服装、礼儀に十分留意する。 ○行事等に積極的に参加し、協力する。 ○教員・同僚に対して協力的態度をとる。
２．幼児理解と指導	○子どもをよく理解するよう努力する。 ○子どもの健康状態を把握し、適切に対応することができる。 ○子どもと積極的に関わることができる。 ○子どもに対して愛情を注ぎ、かつ公平な態度をもってのぞむ。 ○子どもの姿を適切に捉え、伝えることができる。
３．保育の構想と研究	○保育目標を適切に把握し、それを指導案に十分にもりこむ。 ○一日の生活の流れを予想して、立案を精密にする。 ○子どもの興味とその発達段階に応じた能力への配慮を十分にする。 ○教材研究、指導法研究への積極性と謙虚さをもつ。 ○研究授業、反省会等に主体的に参加し、反省点を改善していく。
４．保育の実際	○子ども自ら興味をもった活動に対して指導する。 ○集団で行う活動に対して適切に指導する。 ○教材や教具を工夫して扱う。 ○子どもに伝わりやすい話し方や、態度（落ち着き、熱意等）で接する。 ○ねらい、内容を理解し、適切に指導する。
５．学級経営・環境整備	○教育実習履修簿の作成に熱意と努力を傾け、提出期日を正確に守る。 ○学級の帳簿、記録等の記入を、正確かつ迅速にする。 ○保育室の環境整備に積極的に取り組み、丁寧に行う。 ○戸外の環境整備に積極的に取り組み、丁寧に行う。 ○子どもの作品の処理を丁寧に行う。

＊「教育実習（幼稚園）Ⅰ」の評価項目については別に定める。

３．学校教育教員養成課程の教育実習の実施計画

⑴授業科目

各コースで義務づけられている教員免許状を取得し、卒業要件を満たすためには、以下の教育実習に対応した授業科目の単位取得が必要である。

ａ．教育実践科学コース・教科教育コース

1・2 年次に教育実習指導Ⅰ及びⅡ（必修各 1 単位）を履修し、3 年次に附属小学校または中学校で行われる教育実習Ⅰ（選択必修 4 単位、教育実習事後指導を含む）、4 年次に公立協力校で行われる教育実習Ⅱ（選択必修 2 単位、教育実習事後指導を含む）の 4 科目 8 単位を履修する。

ｂ．特別支援教育コース

1・2 年次に教育実習指導Ⅰ及びⅡ（必修各 1 単位）を履修し、3 年次に附属小学校で行われる教育実習Ⅰ（必修 4 単位、教育実習事後指導を含む）の 3 科目 6 単位、及び 3 年次に附属特別支援学校で行われる特別支援教育実地研究（必修 5 単位、教育実習事後指導を含む）を履修する。

コース	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
教育実践科学 教科教育	教育実習指導Ⅰ	教育実習指導Ⅱ	教育実習（小学校）Ⅰ または 教育実習（中学校）Ⅰ	教育実習（小学校）Ⅱ または 教育実習（中学校）Ⅱ
特別支援教育			特別支援教育実地研究 教育実習（小学校）Ⅰ	

⑵教育実習の日程と実習校の決定

3 年次「教育実習（小学校）Ⅰ」及び「教育実習（中学校）Ⅰ」は、附属小中学校でⅠ期（概ね 9 月）とⅡ期（概ね 10 月）の 2 期に分かれて 3 週間の実習を行う。

4 年次「教育実習（小学校）Ⅱ」及び「教育実習（中学校）Ⅱ」は、水戸市近郊の公立小中学校（教育実習協力校という）で春期（概ね 5 月～6 月）と秋期（概ね 9 月～10 月）に分かれて、2 週間の実習を行う。その他、茨城県出身者については、自身の出身校で実習を行う場合がある。

実習の時期、実習校は、希望調査を行った上で人数を調整し、教育実習委員会が決定する。受入人数や教科の制限等で希望がすべてかなうわけではない。

(3)時期・スケジュール

教育実習履修の基本的スケジュールは、例年、概ね次のとおりである。

1年次	2年次	3年次	4年次
4月 オリエンテーション 4月下旬～12月 「教育実習指導Ⅰ」 1月中旬 介護等体験オリエンテーション	4月～ 「教育実習指導Ⅱ」 「介護等体験」 教育実習の履修基準を満たすための「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修	4月 「教育実習Ⅰ」 オリエンテーション 申告、面接、配当、直前指導 9月上旬～ 附属小・中学校　第Ⅰ期実習 10月上旬～ 附属小・中学校　第Ⅱ期実習 11月 事後指導	※3年次6月 「教育実習Ⅱ」 オリエンテーション 面接、第一次申告 ※3年次11月 実習先確認（出身校での実習希望者） 4年次4月 「教育実習Ⅱ」 面接・申告・時期決定 春期事前指導 5～6月 「春期実習」 春期事後指導 秋期事前指導 9～10月 「秋期実習」 12月 事後指導

＊「特別支援教育実地研究」のスケジュールは「４.特別支援学校教育実習（「特別支援教育実地研究」）(2)実施計画」参照

(4)履修基準

「教育実習（小学校または中学校）Ⅰ」を履修するためには、2年次終了後までに以下の単位を修得しておく必要がある。「○○科教育法」及び「○○科内容論」については、教育実習の際に担当する授業科目の「教育法」「内容論」を履修していること。

①基盤教育科目	18単位以上
②教科及び教科の指導法に関する科目 ③○○科教育法2単位以上 ④○○科内容論2単位以上	26単位以上
①から④の合計	44単位以上
「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」の履修が済んでいること	

(5)追加免許状、希望者を対象とした教育実習

a．単位の代替・読み替え

小学校及び中学校教員免許状に伴う教育実習の授業科目 2 校種 8 単位を修得すると、次のような単位の読み替え・代替が可能となり、それぞれの校種での教育実習を行わなくても、その他に必要な科目を履修することで、複数の教員免許状を取得することができる。

幼稚園教諭（一種）を取得するために必要な教育実習（5 単位） ＝「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」＋「教育実習Ⅰ」＋「教育実習Ⅱ」の計 8 単位中の 5 単位で代替
高等学校（一種）を取得するために必要な教育実習（3 単位） ＝「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」＋「教育実習(中学校)ⅠまたはⅡ」の計 6 単位または 4 単位中の 3 単位で代替

b．追加免許状に必要な科目、希望者対象の科目

教育実践科学コース及び教科教育コースの学生は、4 年次に「特別支援教育実地研究」を受講することにより、特別支援学校教諭普通免許状を取得することができる。特別支援教育コースの学生は、4 年次に「教育実習（中学校）Ⅱ」を履修することにより、中学校教諭普通免許状を取得することができる。

また、実地体験を積み上げたい学生（例えば、幼稚園教諭あるいは高等学校教諭を志望）は、希望者対象の科目を受講することができる。

以上の科目の履修については、それぞれの授業のオリエンテーションで詳しく説明される。なお、これらの授業単位は、卒業に必要な授業単位（卒業要件）に振り替えることはできない。

<table>
<tr><th>種　類</th><th>コース</th><th>1 年次</th><th>2 年次</th><th>3 年次</th><th>4 年次</th></tr>
<tr><td rowspan="3">追加免許状に必要な科目</td><td>教育実践科学
教科教育</td><td rowspan="3">教育実習指導Ⅰ</td><td rowspan="3">教育実習指導Ⅱ</td><td>－</td><td>特別支援教育実地研究</td></tr>
<tr><td>特別支援教育</td><td>－</td><td>教育実習（中学校）Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">希望者対象の科目</td><td rowspan="2">教育実践科学
教科教育
特別支援教育</td><td rowspan="2">教育実習（幼稚園）Ⅰ</td><td>教育実習（幼稚園）Ⅱ
教育実習（中学校）Ⅲ</td></tr>
</table>

※教育実習（中学校）Ⅲは、出身高等学校での帰省実習

４．特別支援学校教育実習（「特別支援教育実地研究」）の実施計画

(1)「特別支援教育実地研究」について

特別支援教育実地研究はいずれの学生も「茨城大学教育学部附属特別支援学校」にて教育実習が実施される※1。教育実習の期間は、

≪特別支援教育コース≫　3 週間※2
≪特別支援教育特別専攻科（一種免コース）学生≫　2 週間
≪特別支援教育コース以外の教育学部学生≫　2 週間

である。その他、実習の前後に事前事後指導を実施している。したがって、単位は事前事後指導の 1 単位を含めて、

≪特別支援教育コース≫　5 単位
≪特別支援教育特別専攻科（一種免コース）学生≫　3 単位
≪特別支援教育コース以外の教育学部学生≫　3 単位

が与えられる。

※1　ただし、副専攻の実習希望者が実習可能人数（概ね 10 名）を超えた場合には、人数制限を実施する。
※2　特別支援教育コースの教育実習は、3 週間のうちの 1 週間は連続しない 5 日間として設定する。

(2) 実施計画

ａ．オリエンテーション

オリエンテーションは特別支援教育コースの学生（3 年次と）、特別支援教育特別専攻科の学生（一種免コース）、及び特別支援教育コース以外の教育学部学生（4 年次）に対して、合同で 4 月に実施する。オリエンテーションでは、附属特別支援学校での事前体験学習、教育実習の心得などが説明されるとともに、事前事後指導を含めた実習に関わる日程が説明される。また、履修申告に必要な書類（教育実習履修届、相談票、教育実習申告票）、履修簿などが配付される。

※注　特別支援教育コース以外の教育学部学生については、1・2 年次の前期に実施されるオリエンテーションに出席することが必要となる。オリエンテーションでは、教育実習に行くための仮申告について説明される。仮申告は、2 年次の後期の授業期間終了頃(1～2 月)に行う。仮申告を行わないと教育実習を受けることはできない。なお、仮申告をする者は、2 年次終了までに特別支援教育に関する科目を少なくとも 2 単位以上を履修済みであることが条件となる。

ｂ．実習（事前事後指導含む）

事前事後指導の実施時期はコース・専攻により異なる。また、事前指導として附属特別支援学校での事前体験学習を位置付けている。例年行われる実習の大まかな日程を参考として下記に記す。

ｃ．事前事後体験学習に関して

事前指導の一環として「事前事後体験学習」を行わなければならない。「事前事後体験学習」とは教育実習前に附属特別支援学校の子どもたちと実際に触れ合い、教育実習への心構えを養うことを目的としている。オリエンテーションの時に説明する「事前事後体験学習」後には簡単な「感想文」をノートに記す。なお、「事前事後体験学習」は事前指導の一部であるため、これに参加しなかった学生は「特別支援教育実地研究」の単位が与えられないので注意すること。

① 《特別支援教育コース》

1～2 年次	3 年次		
	4 月	9～10 月	～11 月
オリエンテーション 事前体験学習	事前指導	教育実習	事後指導

② 《特別支援教育特別専攻科（一種免コース）学生》

4 月～	9～10 月	～11 月
事前指導 事前体験学習	教育実習	事後指導 事後体験学習

③ 《特別支援教育コース以外の教育学部学生》

～3 年次	4 年次		
	4 月～	9～10 月	～11 月
オリエンテーション 仮申告（2 年次終了時点）	事前指導 事前体験学習	教育実習	事後指導

(3) 履修基準

特別支援学校での教育実習に参加する学生は以下の条件を満たすものとする。

① 《特別支援教育コース》

専門科目 18 単位を履修済みであることが望ましい。

② 《特別支援教育特別専攻科（一種免コース）学生》

前期開講の専門科目 16 単位を履修済みであることが望ましい。

③ 《特別支援教育コース以外の教育学部学生》

教育実習開始までに「知的障害児の教育方法」と「知的障害児教育実践論」を含む特別支援学校教諭免許状を取得する上で必要な科目の中から 8 単位以上を履修済みであることが望ましい。なお、特別支援教育コース以外の教育学部学生は 2 年次終了時に仮申告が行われる。仮申告をする際には、特別支援教育に関する科目を 2 単位以上履修済みであることが条件となる。

（４）特別支援学校教諭普通免許状取得のためのカリキュラム構造図

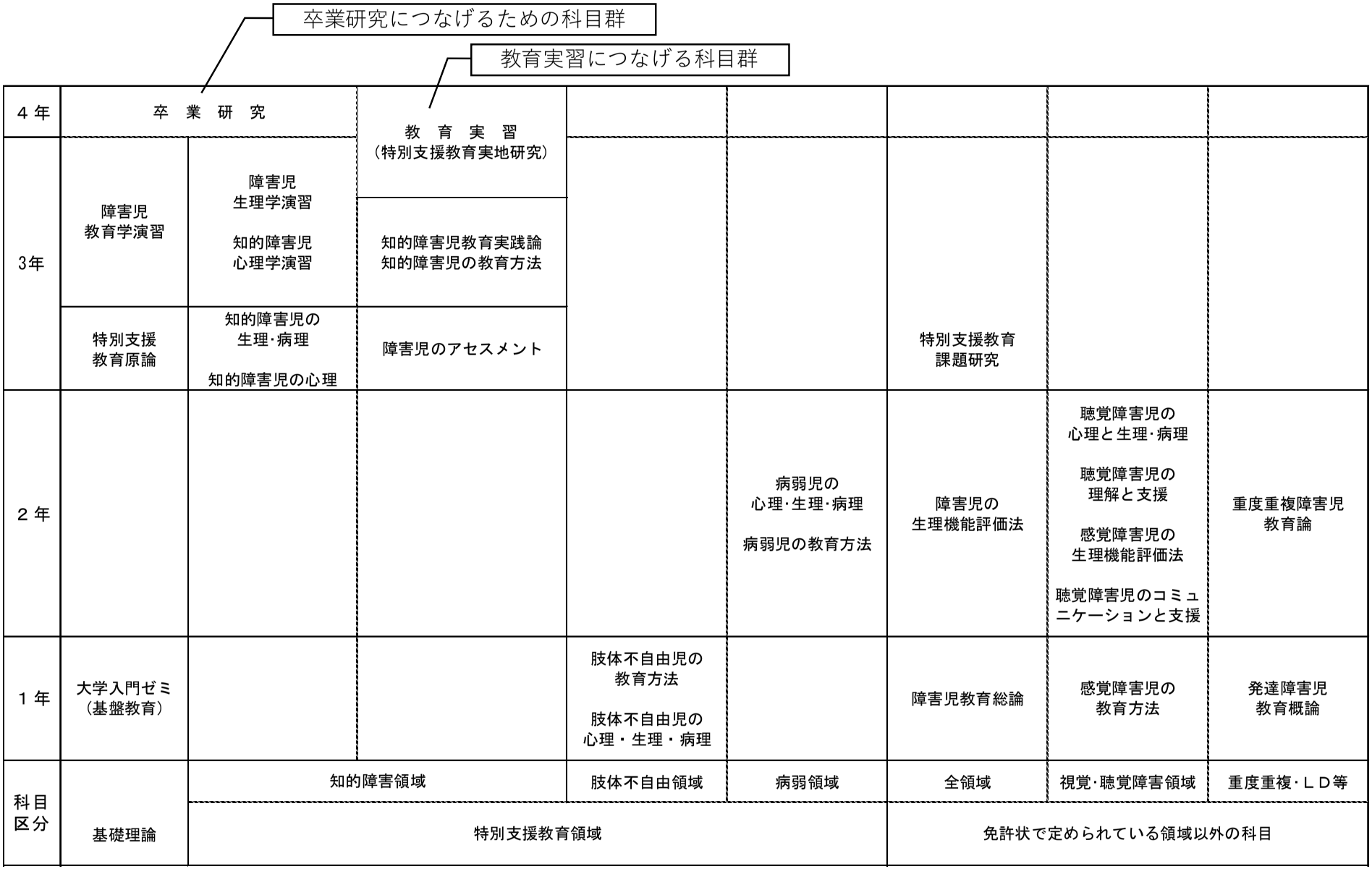

５．養護実習の実施計画

⑴ 養護実習の実施要項

養護教諭普通免許状を取得するには、「養護実習」の単位取得が必須となる（教育職員免許法第５条別表第２及び同施行規則第９条・第10条参照)。なお、「教諭」免許状を取得するには、別に「教育実習」が必須となる（教育職員免許法第５条別表第１及び同施行規則第４条・第６条)。

ａ．養護実習の運営体制について

養護実習は、本要項に基づいて運営される。この教育実習（養護実習を含む）の企画・運営に関しては教育学部の教育実習委員会が担当する。教育実習委員会の中で、『養護実習に関する業務』に関する実務は、教育保健教室から選出される実務担当委員が担当する。

ｂ．養護教諭養成課程学生向けカリキュラムにおける「養護実習」の位置づけ

「養護実習」は、養護教諭養成課程の学生の卒業要件であり、必修科目となっている。学生は、卒業時に、「養護教諭一種普通免許状」を授与される。

この免許状を取得することにより、養護教諭として、小学校・中学校・高等学校・幼稚園・特別支援学校のいずれの校種においても勤務することができる。

ｃ．「養護実習」の全体計画

養護実習５単位のうち、１単位は事前事後指導（養護実習指導Ⅰ）である。「養護実習指導Ⅰ」について、「養護実習（小学校)」の前年度（２年次末）までに単位修得を済ませておく必要がある。

臨地の実習は、小学校と中学校の２つの校種で行う。前者は「養護実習（小学校)」、後者は「養護実習（中学校)」である。そのほか、小学校・中学校・高等学校における健康診断に関わる養護活動の内容は、「養護実践指導」などにおいて参観もしくは実地体験をもってあてる。

ｄ．「養護実習」の内容

養護実習で保健室における来室児童生徒への対応が基本となる。さらに、養護教諭は学校全体の児童生徒の養護を担うことから、学級での児童生徒の生活の実態把握、学校でなされている種々の教育活動の参観など、保健室以外の活動への積極的な参加が不可欠である。また、健康診断などの学校保健活動を経験するために実習参加前に数回の学校訪問を行う。

ｅ．その他

養護専門科目の必修科目に加え、教育実習事前指導（教育実習指導Ⅰ及びⅡ）及び選択科目「教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(4年次に帰省実習）を履修すれば、教科「保健」の中学校教諭及び高等学校教諭普通免許状を取得できる。詳細は後述の「６．　希望者対象の教育実習の実施計画」の(3)を参照すること。

⑵ 養護実習の目標

１．学校保健活動及び養護教諭の職務を教育活動の一環としてとらえ、保健室のあり方及び養護教諭の果たすべき役割を理解する。
① 教育の目的達成のための学校運営組織及び教職員の職務のあり方について考える。
② 学校の特性（校種、規模、地域性など）に基づく教育計画、教育計画における学校保健の位置づけ及び学校保健組織の現状を知り、そのあり方について考える。
③ 教育活動とくに学校保健活動の中での保健室・養護教諭の位置づけの現状を知り、そのあり方について考える。

２．「養護」の対象である児童・生徒及び彼らの健康問題の特質を理解する。
① 発育発達過程にある児童・生徒の特質を理解する。
② 児童・生徒期の健康問題の特質を理解する。
③ 児童・生徒の学校生活の実態を把握するとともに、健康問題を学校生活（学校環境を含む）との関わりからとらえる。
④ 児童・生徒の健康問題の背景となる家庭生活や地域社会についてその実態を把握し、それを健康問題との関連からとらえる。

３．児童・生徒の保健上の問題に対して、個別的及び組織的に適切な取組みができる能力を養う。
① 児童・生徒を理解しようと積極的な関わりをもつ。
② 児童・生徒に対して愛情を注ぎ、受容的な態度で関わりをもつ。
③ 児童・生徒の健康問題に関わる担任と養護教諭間の連携の方法を具体的に理解する。
④ 学年または全校教職員などへの問題提起の方法を具体的に理解する。
⑤ 保健上の問題について、適切に判断し、処置・指導する。

４．教育専門職としての研究活動の実践を知るとともに、実践的な能力を養う。
① 学校現場における研究活動について、その意義・必要性と特質を理解する。
② 自らの養護教諭としての実践実習を、研究的視点で計画・実践し、それを評価しまとめる。

５．養護教諭に対する志向を高めるとともに、養護教諭になるための自らの課題について理解し、研鑽しようとする態度をもつ。
① 自らが養護教諭になることを納得し、自らが養護教諭になった時の姿（養護教諭像）を描いてみる。
② 自らの能力・適性（資質）について、自ら描く養護教諭像と照らし合わせて研鑽すべき課題をとらえてみる。

(3) 養護実習実施計画の概要

a．養護実習の全体計画

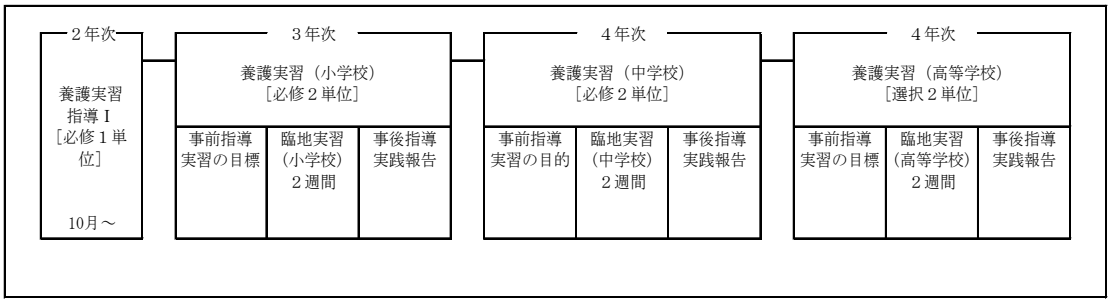

b．3年次養護実習における実習の目標と主な内容

①「学校」というところ、「教育を行う場」ということについて学ぶ。

・子どもの学校生活の様子（1日の流れ、朝の学活～授業、給食、クラブ活動、清掃、帰りの学活など）
・学校で働く教職員それぞれの仕事の概要
・教職員が互いに協力しあい、目標とする教育活動を実施している様子（校務の運営体制、組織的活動の推進について）
・現在の学校がかかえている問題・課題や教職員の取り組みの現状について

②「保健室」及び「養護教諭」の学校における役割を観察し、どうあったらよいのか、その考えを深めていく機会とする。

・子どもたちが保健室に来室している様子、何を求めているのか、どんなニーズがあるのか。
・子どもたちにとって、養護教諭はどのような存在であり、どのようなことが期待されているのか。
・養護教諭は保健室を学校の中でどういう存在にしようとしているのか、自らの役割をどう位置づけ、どう展開しようとしているのか。

③実習生自身が子どもとの間にかかわり体験を味わう場とする。

・子どもの内面に触れるようなかかわりをもつ（一人ひとりの子どもとのかかわりを大切にする）。遊びの場、学活の場、保健室における対応の場、救急処置の場、生活指導や保健指導の場など、いろいろなチャンスを生かして子どもとかかわっていく。
・子どもの今を理解する、子どもの心情を理解する、子どもの現象の背景を理解するなど、子どもとかかわることによって、子どもへの理解を深める。
・子どもを理解する方法を探る。

④養護教諭の日々の生活（平常時の生活）を理解し、自らも体験してみる。

・朝、出勤して、退勤するまでの基本的な仕事の概要を把握する。
・全校の子どもたちの健康を守る専門職として種々の活動の展開場面を観察・参加し、自らも体験する。健康観察、欠席状況の把握、校内巡視、救急処置体制の維持、相談活動や保健指導への関わり、校内や校外関係機関との連携などの基本姿勢。

(4)「養護実習」に関連する授業の計画

	関連する授業（養護学関連）	養護実習	関連／教育実習
１年　前期	「大学入門ゼミ（養護学関連）」		「教育実習指導Ⅰ」
後期	「養護学概論」		「保健科教育法Ⅰ」
２年　前期	「養護実践論」（２単位選択）		「教育実習指導Ⅱ」
２年　後期	「養護活動演習Ⅰ」（２単位選択） 保健指導演習（模擬授業） ・仮想学校での養護活動の展開 ・模擬保健室経営 ・健康診断の企画・運営・評価 「養護実習指導Ⅰ」（演習・１単位）必修（実地指導講師の授業・保健室参観） ・「保健室」の分析と設営・経営についての検討・協議 ・自己分析と自己表現（演習）（記録化→日誌作成） ・学校保健活動の法的根拠の理解 ・学校保健活動および養護活動のすすめ方の理解 ・子ども観察から見えたことの語り合い、観察方法を探る		「保健科教育法Ⅱ」 「保健科教育法Ⅲ」
３年　後期	(1)養護実習（小学校）の事前指導 ・「実習の目的と目標」の考究 ・実習内容とその準備／保健室場面でのロールプレイなど ・「研究としての実習」／記録簿の記入法、観点など ・実習校への訪問 「養護実習（小学校）」（実習、２単位必修） （水戸市内小学校・附属小学校にて／２週間+学校参観） (2)養護実習（小学校）の事後指導 ・記録簿の整理→研究的視点でのまとめ ・研究課題との照合→研究報告→自己の課題の発見 (3)養護実習（中学校）の事前指導 ・自らの課題追求と実習目標 ・実習内容とその準備		「保健科教育法Ⅳ」
４年	「養護実習（中学校）」（実習、２単位必修） （出身中学校・県内協力校中学校・附属中学校にて／２週間） (4)養護実習（中学校）の事後指導 ・記録簿の整理→研究的視点でのまとめ ・研究課題との照合→研究報告→自己の課題の発見 「養護実践指導」 （２単位選択） 健康診断・参観実習 「養護実習（高等学校）」（実習、２単位選択） ・高等学校における養護実習		「教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 （実習、２又は４単位選択） 中・高校「保健」

６．希望者対象の教育実習の実施計画

(1)「教育実習（中学校）Ⅲ」の履修

ａ．対象

学校教育教員養成課程の学生で、選択必修科目「教育実習（小学校及び中学校）Ⅰ及びⅡ」に加え、高等学校での教育実習を追加で実施することを希望している者。

ｂ．履修方法

1)「教育実習（小学校または中学校）Ⅰ」

3 年次の 4 月の時点で、「教育実習（小学校または中学校）Ⅰ」を履修予定であること。

2）オリエンテーション・申告

2 年次の 12 月

・概要説明

3 年次の 4 月

・オリエンテーション終了後に、各自で出身学校に連絡して受入れの交渉を行う。指定された期日までに内諾を得た旨を学務グループに申告する。この際に、教育実習委員の教員と実習に関する面接を実施する。

3）実習校との直接交渉

<u>実習は履修者の出身高等学校で行う</u>。

履修者は自分自身で出身高等学校と連絡をとり、「教育実習の受入」の承諾を得る。承諾と併せて実習校に（一部、都道府県によっては所属の教育委員会にも）必要な手続きを行う。詳細は、実習校及び都道府県教育委員会の規定による。

「教育実習の受入」の承諾は、実習を行う前年度（3 年次のうち）に得ておくことが慣例となっている。

4）面接・実習要項

実習を受ける前の面接や実習要項については、それぞれの実習校の指示に従い行う。なお、実習前後に大学の連絡担当教員（担当等）との面接も行う。

5）単位

<u>この教育実習は追加の実習なので、「教育実習（中学校）Ⅲ」で修得した単位は卒業要件の教育実習単位（8 単位）には含まれない。注：卒業要件の「教育実習」の 8 単位は、「教育実習（小学校及び中学校）Ⅰ及びⅡ」並びに「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」によってのみ充たされる。</u>

ｃ．スケジュール

2 年次	3 年次	4 年次
12 月 第 1 回オリエンテーション 概要説明	4 月 第 2 回オリエンテーション オリエンテーション終了後 出身学校に各自連絡・受け入れ交渉　申告、面接（大学） 秋までに出身学校に受け入れ手続き ※9 月～10 月 「教育実習Ⅰ」の実施 ※11 月　事後指導	4 月 第 3 回オリエンテーション 5 月～10 月 面接（連絡担当教員） 「教育実習（中学校Ⅲ）」の実施 ※5 月～10 月 「教育実習Ⅱ」の実施 12 月 事後指導

※「教育実習（小学校及び中学校）Ⅰ及びⅡ」に関する事項

(2)「養護実習（高等学校）」の履修

a．対象

養護教諭養成課程の学生で、必修科目「養護実習（小学校及び中学校）」に加え、高等学校での養護実習を追加で実施することを希望している者。

b．履修方法

1)「養護実習（小学校及び中学校）」

3 年次の 4 月の時点で、「養護実習（小学校及び中学校）」を履修予定であること。

2) オリエンテーション・申告

2 年次の 12 月

・概要説明

3 年次の 4 月

・オリエンテーション終了後に、各自で出身学校に連絡して受入れの交渉を行う。指定された期日までに内諾を得た旨を学務グループに申告する。この際に、教育実習委員の教員と実習に関する面接を実施する。

3) 実習校との直接交渉

実習は履修者の出身高等学校で行う。

履修者は自分自身で出身高等学校と連絡をとり、「教育実習の受入」の承諾を得る。承諾と併せて実習校に（一部、都道府県によっては所属の教育委員会にも）必要な手続きを行う。詳細は、実習校及び都道府県教育委員会の規定による。

「教育実習の受入」の承諾は、実習を行う前年度（3 年次のうち）に得ておくことが慣例となっている。

4) 面接・実習要項

実習を受ける前の面接や実習要項については、それぞれの実習校の指示に従い行う。なお、実習前後に大学の連絡担当教員（担当等）との面接も行う。

5) 単位

この養護実習は追加の実習なので、「養護実習（高等学校）」で修得した単位は卒業要件の養護実習単位（5 単位）には含まれない。注：卒業要件の「養護実習」の 5 単位は、「養護実習（小学校及び中学校）」並びに「養護実習指導Ⅰ」によってのみ充たされる。

c．スケジュール

2 年次	3 年次	4 年次
12 月 第 1 回オリエンテーション 概要説明	4 月 第 2 回オリエンテーション オリエンテーション終了後 出身学校に各自連絡・受け入れ交渉　申告、面接（大学） 秋までに出身学校に受け入れ手続き ※9 月～10 月 「養護実習（小学校）」の実施 ※12 月 事後指導	4 月 第 3 回オリエンテーション 5 月～11 月 面接（連絡担当教員） 「養護実習（高等学校）」の実施 「養護実習（中学校）」の実施 12 月 事後指導

※「養護実習（小学校及び中学校）」に関する事項

(3)「教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修

a．対象

養護教諭養成課程の 4 年次で、中学校又は高等学校教諭普通免許状「保健」の取得を希望し、この免許状取得に必要な単位を修得している者。

b．履修方法

1）事前指導「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」の受講

3 年次末までに（「教育実習（中等）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修するまで）に、教育実習事前指導「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」を受講し、単位修得を済ませておく必要がある。

2）介護等体験

中学校教諭普通免許状の取得を希望する者は、「介護等体験」を 2 年次末までに実施しておく。

3）オリエンテーション・申告

2 年次の 12 月

・概要説明

3 年次の 4 月

・オリエンテーション終了後に、各自で出身学校に連絡して受入れの交渉を行う。指定された期日までに内諾を得た旨を学務グループに申告する。この際に、教育実習委員の教員と実習に関する面接を実行する。

4）実習校との直接交渉

実習は履修者の出身学校で行う。中学校でも、高等学校でもどちらでもよい。

履修者は自分自身で出身学校と連絡をとり、「教育実習受入」の承諾を得る。承諾と併せて実習校に（一部、都道府県によっては所属の教育委員会にも）必要な手続きを行う。

詳細は、実習校及び都道府県教育委員会の規定による。

「教育実習の受入」の承諾は、実習を行う前年度（3 年次のうち）に得ておくことが慣例となっている。

なお、中学校教諭普通免許状の取得を希望する者は、教育実習単位 6 単位が必要である。内 2 単位は事前指導（「教育実習指導Ⅰ及びⅡ）であり、残り 4 単位の修得に際しては、実習校の受入期間が 2 週間 2 単位である場合は、実習校 2 校と連絡を取り承諾を得なければならない。その際「教育実習（中等）Ⅰ」と「教育実習（中等）Ⅱ」の 2 科目を履修する。実習は中学校、高等学校の両方で実施する。

実習校の受入期間が 3 週間 4 単位である場合は、実習校は 1 校で、その際「教育実習（中等）Ⅲ」1 科目を履修する。実習校は中学校、高等学校のどちらでもよい。

高等学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、教育実習単位 4 単位が必要である。内 2 単位は事前指導（「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」）であり、残り 2 単位の修得に際しては、実習校は 1 校で、その際「教育実習（中等）Ⅰ」1 科目を履修する。実習校は中学校・高等学校のどちらでもよい。

5）面接・実習要項

実習を受ける前の面接や実習要項については、それぞれの実習校の指示に従い行う。なお、実習前後に大学の連絡担当教員（担当等）との面接も行う。

6）事後指導の受講

実習を行った年度内に、「事後指導」を受講する。実施の詳細は教務情報ポータルシステムまたはメールにて通知する。

c．スケジュール

この教育実習を履修していくスケジュールは、例年、概ね次のとおりである。

1年次	2年次	3年次	4年次
「教育実習指導Ⅰ」の履修 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得	「教育実習指導Ⅱ」の履修 12月 第1回オリエンテーション 概要説明 「介護等体験」 ※中学校教諭普通免許状取得希望者のみ(2年次末までに)	4月 第2回オリエンテーション オリエンテーション終了後 出身学校に各自連絡・受け入れ交渉 申告、面接（大学） 秋までに出身学校に受け入れ手続き	4月 第3回オリエンテーション 5月～10月 面接（連絡担当教員） 「教育実習(中等Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)」の実施 12月 事後指導

７．幼稚園教育実習（「教育実習（幼稚園）」）の実施計画

幼稚園教諭をめざそうとする学生のために、教育学部附属幼稚園で履修する「教育実習（幼稚園）」が開設されている。

(1) 履修者の限定

「教育実習（幼稚園）」は、教育対象のデリケートさゆえに、履修者を次のように限定する。

①幼稚園教諭一種免許状取得をめざし、意欲的に実習できる者。

②「教育実習（幼稚園）Ⅰ」(3 年次）とⅡ（4 年次）を継続して履修できる者。
（どちらか一方だけの体験学習のような履修は認めない）

③履修に際しては、「初等音楽科内容論」「図画工作科内容論」「体育科内容論」を履修していることが望ましい。

④履修に際しては、「保育内容の指導法」を 3 科目履修していることが望ましい。

> **注意**　幼稚園教諭免許状の取得だけが目的の場合、「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」、「教育実習（小学校）ⅠまたはⅡ」、「教育実習（中学校）ⅠまたはⅡ」の計 8 単位中の 5 単位で、単位の代替ができるので、教育実習を受ける必要はない。

(2)「教育実習（幼稚園）Ⅰ」の実習期間と形態

a．履修の申告

3 年次 4 月に、履修を受け付ける。

希望者は、教育実習申告票、教育実習に関する相談票、自己推薦文、及び観察・体験実習申し込み用紙を提出する。

このときまでに「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」の他、次ページ「(6) 履修基準」に示す科目を履修済みであることが望ましい。

b．期間・形態

観察・体験学習；年間を通じて附属幼稚園で行われる各種行事（運動会、宿泊保育、遠足など）の中から選択して、所定の時間数分（60 時間以上）の観察・体験実習を行う。

(3)「教育実習（幼稚園）Ⅱ」の実習期間と形態

a．履修対象

「教育実習（幼稚園）Ⅰ」の履修修了者が、そのまま継続して履修する。

教育実習申告票、教育実習に関する相談票を提出する。

b．期間・形態

2 週間の教育実習（実施時期：9 月予定）

・観察実習

・指導案作成、実際指導

(4) スケジュール

幼稚園教育実習を履修していくスケジュールは、例年、概ね次のとおりである。

1・2 年次	3 年次	4 年次
「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」 ・事前指導 ・幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目の履修 「教科及び教科の指導法に関する科目」 「保育内容の指導法」	「教育実習（幼稚園）Ⅰ」 ・観察・体験学習（5 月～2 月） 保育参観 観察記録 保育補助 行事参加・補助 必要時間数　60 時間	「教育実習（幼稚園）Ⅱ」 ・教育観察（9 月予定） 観察記録 幼児理解 学級経営 指導案作成 教材研究 実際指導 ・事後指導

(5) 履修重複に対する自己調整

履修者は他の教育実習や大学の授業と、附属幼稚園が年度当初に掲示したスケジュールができるだけ重複しないよう、各自が自分で大学側の受講事情を調整する（場合によっては次年度に回すなど、所属教室の実習委員の先生に早めに相談するように）努力を行う。

(6) 履修基準

「教育実習（幼稚園）Ⅰ」を履修するためには、2 年次終了後までに以下の単位を修得しておく必要がある。「○○科教育法」及び「○○科内容論」については、教育実習の際に担当する授業科目の「教育法」「内容論」を履修していること。

①基盤教育科目	18 単位以上
②教科及び教科の指導法に関する科目 ③○○科教育法 2 単位以上 ④○○科内容論 2 単位以上	26 単位以上
①から④の合計	44 単位以上
「教育実習指導Ⅰ及びⅡ」の履修が済んでいること	

Ⅴ　諸資格

１．学校図書館司書教諭

高度情報社会を迎え、学校図書館は「学習情報センター」及び「読書センター」としての機能の充実が求められている。その中心的役割を担うのが学校図書館司書教諭で、小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む。）において、図書のみならず、視聴覚教育の資料・各種学習資料を収集・整理・保存し、これを児童・生徒・教師の利用に供するために様々な事業を行う専門職である。現在、小規模校を除く全ての学校に学校図書館司書教諭を置くことが推進されている。

「学校図書館司書教諭」は、いわゆる「資格」とは若干性質が異なり、「資格証明書」や「免許状」を所有するわけではない。「学校図書館司書教諭講習規程」に基づく所定の講習を受けた者に対して、文部科学大臣による「修了証書」が授与され、この「修了証書」を持つ教員（小・中・高及び特別支援学校の教諭普通免許状を持つ者）が、その勤務校において「学校図書館司書教諭」となる資格を持つのである。（つまり、「修了証書」を所持していても学校に正規教員として勤務し、さらにその学校において発令がくだされなければ、「学校図書館司書教諭」にはなれない。）

本学部では、この講習科目に該当する科目が設けられており、５科目１０単位を履修し単位を修得した者は、卒業後の所定の手続きにより修了証書が授与される。

「修了証書」発行の手続きについては、掲示等により周知する。

表Ⅴ－１．学校図書館司書教諭講習科目と単位数

科　　目	単位数	備　　考
学校経営と学校図書館	２	「大学が独自に設定する科目」に掲載
学校図書館メディアの構成	２	
情報メディアの活用	２	
学習指導と学校図書館	２	
読書と豊かな人間性	２	
合計修得単位	１０	

注）上記に該当する本学部の授業科目については、**「授業科目一覧および授業時間割」**を参照すること。

２．学芸員

学芸員とは、国立・公立・私立を問わず、様々な博物館・美術館・資料館等において資料の収集や保管、調査研究及び教育普及活動に従事する専門職員である。

本学部では、**「Ⅰ　概要　２．(3)」** に示したとおり歴史系、美術系の学芸員の資格取得に配慮がある。ただし、近年、学芸員は専門的な知識ばかりでなく文化・社会・芸術について幅広い教養を備えた研究者としての役割が期待されており、学芸員となるためには、次のような努力が必要である。

① 修士課程を修了しておきたい。

② 地方自治体の博物館や美術館では、専門職を現職教員や現職員から採用することがあるので、あらかじめそれらの職種に就ける資格を得ておきたい。

表Ⅴ－２．法令に規定する科目と単位（学芸員資格）

科　目（本学の授業科目名称ではない）		所要単位	
博物館に関する科目	生涯学習概論	2	全て必修
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館実習	3	
選択	文化史	これらの中から ２科目以上８単位	
	美術史		
	考古学		
	民俗学		

注１）上記に該当する本学部の授業科目については、**「授業科目一覧および授業時間割」**を参照すること。

注２）資格証書は交付されない。上記科目の単位修得証明書等を採用される博物館等に提出することで認定される。

３．公認スポーツ指導者

日本スポーツ協会及び加盟団体等は、生涯スポーツ社会の実現を目指し、生涯を通じた「快適なスポーツライフ」を構築するため、その推進の中心となるスポーツ指導者を養成している。［公認スポーツ指導者］は、スポーツ医・科学の知識を活かしてスポーツを「安全に、正しく、楽しく」指導し、その「本質的な楽しさ・素晴らしさ」を伝える役割を担う。

２００５年の公認スポーツ指導者制度の改定から１０余年、現在では、社会的な変化（グローバル化やダイバーシティの進展、情報技術の進歩等）や、日本のスポーツ界での変化（スポーツ基本法施行、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催決定等）に加え、人々のスポーツに対する価値観の多様化、さらには、スポーツ指導者による暴力をはじめとする反倫理的行為の社会問題化などに対応した、新しい時代にふさわしいコーチングが強く求められるようになっている。

日本スポーツ協会は、そのようなニーズの高まりを受け、「コーチ育成のための『モデル・コア・カリキュラム』の作成」事業をスポーツ庁より受託し、２０１６年３月にその内容を取りまとめた。「モデル・コア・カリキュラム」は、グッドコーチに求められる資質能力を確実に習得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・到達目標・時間数）」として提示したものである。その特徴は、いわゆる「人間力」と称する「思考・判断（スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学等）」と、「態度・行動（対自分力、対他者力）」に関する内容の比重を増やしたという点である。２０１９年４月、その「モデル・コア・カリキュラム」の内容を公認スポーツ指導者資格の養成カリキュラムに反映するため、公認スポーツ指導者制度を改定施行した。

表Ⅴ－３．公認スポーツ指導者の種類と役割

種　類		役　割
スポーツ指導者基礎資格	スポーツリーダー	地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。
	コーチングアシスタント	地域におけるスポーツグループやサークル等において、上位資格者を補佐する者として、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。
競技別指導者資格	スタートコーチ	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する。
	コーチ１（旧 指導員）	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する。
	コーチ２（旧 上級指導員）	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する。
	コーチ３（旧 コーチ）	トップリーグ・実業団等でのコーチングスタッフとして、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う。
	コーチ４（旧 上級コーチ）	トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う。
	教師	クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる。
	上級教師	クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経営業務にあたる。

種　類		役　割
フィットネス系資格	ジュニアスポーツ指導員	地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う。
	フィットネストレーナー	商業・民間スポーツ施設等において、プレーヤーに対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う。 ※フィットネストレーナー資格は現在、新規養成を行っておりません。
	スポーツプログラマー	地域スポーツクラブ等において、プレーヤーのフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う。
メディカル・コンディショニング資　格	スポーツドクター	医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる。
	アスレティックトレーナー	スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、スポーツ活動中の外傷・障害予防、コンディショニングやリコンディショニング、安全と健康管理 、医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応という4つの役割に関する知識と実践する能力を活用し、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、パフォーマンスの回復や向上を支援する。
	スポーツデンティスト	歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる。
	スポーツ栄養士	地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う。
マネジメント資　格	クラブマネジャー	総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する。
	アシスタントマネジャー	総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする。

本学部は、公認スポーツ指導者養成講習会の免除適応コースになっている。したがって、本学部が開設している所定の科目の単位を修得することにより、資格別に講習が免除される。

表Ⅴ－４．免除される公認スポーツ指導者資格の種類と区分

公認スポーツ指導者資格の種類	共通科目	専門科目
	講習・試験	講習・試験
スポーツリーダー（注１）	免除される	該当なし
コーチ１～４	免除される （共通Ⅳは免除されない）	免除されない（注２）
ジュニアスポーツ指導員 スポーツプログラマー	免除される	講習のみ免除される
アスレティックトレーナー	免除される	免除されない

（注１）スポーツリーダーは、基礎資格なので共通科目のみ。
（注２）競技別指導者資格の専門科目は、それぞれの種目の中央競技団体が主催する講習及び検定試験を受けなければならない。
（注３）いずれの場合も、受験料や登録料等が必要となる。

表Ⅴ－５．日本スポーツ協会公認スポーツ指導者共通科目カリキュラム（新カリキュラム）

第１章　コーチングを理解しよう	**第２章　グッドコーチに求められる医科学知識**
１．コーチングとは	１．スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系
２．コーチングに求められる役割	２．体力のトレーニング
３．コーチに求められる知識とスキル	３．スキルのトレーニング
４．対他者力を磨こう	４．心のトレーニング
５．対自己力を磨こう	５．スポーツと栄養
６．スポーツの意義と価値	６．スポーツに関連する医科学的知識
７．スポーツの価値を守るスポーツ権	７．アンチドーピング
８．スポーツの自治ーガバナンスとコンプライアンスー	**第３章　現場・環境に応じたコーチング**
９．暴力ハラスメントの根絶	１．コーチング環境の特徴
１０．スポーツのインテグリティー	２．ハイパフォーマンススポーツにおける今日的なコーチング
１１．スポーツの事故におけるスポーツ指導者の法的責任	３．スポーツ組織のマネジメント
１２．スポーツ仲裁	４．障害者スポーツ
１３．スポーツ倫理	
１４．時代をリードするコーチング	

（注４）新カリキュラムでは、科目の区分に関わらず、学ぶ項目名は共通となった。区分によって学ぶ深さ・量が異なる（共通Ⅰは45h、共通Ⅱは135h、共通Ⅲは150hが必要。本学教育学部では共通Ⅲの免除適応認定校となっているため、共通ⅠおよびⅡのみの免除はできない）。

（注５）免除を受けるために必要な本学部の授業科目については、「授業科目一覧および授業時間割」を参照すること。

（注６）ジュニアスポーツ指導員の専門科目については「授業一覧および授業時間割」を参照すること。

Ⅵ　教育学部開設プログラム

１．教育実践力養成プログラムについて

教育実践力養成プログラムは、大学で学んだこと（理論）を教育現場で実践力として発揮することができる力を身につけることを目的としたプログラムです。各コース・選修の専門科目と実習やインターンシップの科目を組み合わせ、所定の科目履修および実践経験を終了すると当該プログラムの認定証を発行します。

表Ⅵ－１．教育実践力養成プログラムの内容

コース・選修	プログラム名	内容（プログラム認定に必要な履修科目および実践経験）
教育実践科学コース	教育実践科学プログラム（現代教育プログラム・人間発達プログラム）	１・２年次：基底科目／教育科学領域／学校教育実践領域 の３つの領域から所定の必要な単位数を取得する。 ３年次： iOP活動（教育課題に対するリサーチ，ディスカッション，プレゼンテーション）（実践）／iOP活動（大学外等で実施される実践的な取組への参加）（実践）
国語選修	国語科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ ２年次：近・現代文学研究Ⅰ／漢文学研究法Ⅰ／国語学研究Ⅰ／書道Ⅲ ３年次：近・現代文学研究Ⅱ／漢文学研究法Ⅱ／国語学研究Ⅱ
社会選修	中等社会科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ ３・４年次：日本史特講Ⅰ・Ⅱ，外国史特講Ⅰ・Ⅱ，法学特講Ⅰ・Ⅱ，哲学特講，倫理学特講から４単位／社会・地理歴史科の内容と実践または社会・公民科の内容と実践／教育実習／教育実践演習
英語選修	英語科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実践），英語科指導法演習I（理論） ３年次：教育実習（実践），初等英語科の内容と実践(理論) ４年次：教育実習（実践），教職実践演習（理論）
数学選修	中等数学教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実習） ２・３年次：代数学B（理論），幾何学A（理論），解析学B（理論），確率統計続論（理論），情報数学（理論）のうち４単位 ３年次：中等数学科の内容と実践（演習）
理科選修	理科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実践）　　３・４年次：附属・協力校実習（実践）／理科教材実験（実験）／ 初等・中等理科の内容と実践（理論）／教職実践演習（理論）
音楽選修	初等・中等教育（音楽科）実践力養成プログラム	１・２年次：小・中学校インターンシップ（実践） ２・３年次：作曲関連授業（理論）／実技関連授業（理論及び実践） ３年次：iOP活動（演奏会の企画運営演奏）（実践）
美術選修	美術科教育実践力養成プログラム	１年次：大学入門ゼミ（演習） １・２年次：学校インターンシップ（実践） ２・３年次：必修以外の美術選修専門科目8単位以上（理論） ３年次：美術館ワークショップ実習（実践）／美術科iOP活動（演習）／図画工作科・　美術科の内容と実践（理論） ３・４年次：教育実習（実践）
保健体育選修	体育・保健体育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実践）／保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ（理論） ３年次：教育実習（実践）／体育科の内容と実践・保健体育科の内容と実践（理論） ４年次：教育実習（実践）／教職実践演習
技術選修	技術科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実践） ２・３年次：必修以外の技術選修専門科目８単位以上（理論） ３・４年次：教育実習（実践） ３年次：技術科の内容と実践（理論） ４年次：教職実践演習（理論）
家庭選修	家庭科教育実践力養成プログラム	１・２年次：学校インターンシップ（実践） ２・３年次：家族とジェンダー，被服環境学，被服構成学応用，食生活論，食品衛生管理学，食生活と健康，調理学応用，住居環境学 のなかから４科目以上を取得すること（理論） ３年次：iOP活動（附属学校家庭科教育活動） ３・４年次：教育実習（実践）
特別支援教育コース	特別支援学校（知的障害）実践力養成プログラム	１・２年次：特別支援学校や福祉作業所の体験（実践） ３年次：知的障害児教育実践論（演習）／iOP活動（動画教材の作成）（実践）／障害児のアセスメント・３年後期の演習科目（理論）
	特別支援学校（聴覚障害）実践力養成プログラム	２年次：聴覚障害児との体験（実践） ２・３年次：感覚障害児の教育方法／感覚障害児の生理機能評価法／聴覚障害児の生理心理病理 の履修（講義・演習）／iOP活動（聴覚障害児者とのふれあい企画）（実践）／聴覚障害児の理解と支援／聴覚障害とコミュニケーション支援（仮称，Ｒ６年度開講予定）（理論）
養護教諭養成課程	養護実践力養成プログラム	１・２年次：養護実習指導Ⅰ／教育実習指導Ⅰ・Ⅱ および理論科目として養護学概論、養護実践論、学校環境衛生を履修する。選択で学校インターンシップも履修できる。 ３年次：健康診断ボランティア/IOP活動 および理論科目として健康相談活動、学校救急看護実習、養護活動演習を履修する。選択で学校インターンシップも履修できる。 ４年次：養護実践指導（健康診断補助）

２．地域教員希望枠専門プログラムについて

地域教員希望枠専門プログラムは、地域教員希望枠入学者を対象にした地域課題に対応するためのプログラムです。地域教員希望枠入学者はこのプログラムを履修することで、茨城県公立学校教員選考試験を特別選考で受験可能となります。修了者には、認定証を発行します。

表Ⅵ－２．地域教員希望枠専門プログラムの内容

コース・選修	プログラム名	内容（プログラム認定に必要な履修科目および実践経験）
教育実践科学コース	いじめ・不登校対応と子どもの居場所創設プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：６単位（必修４単位，選択必修２単位）	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １年次必修：子ども関係といじめ ２年次必修：学校インターンシップ（不登校Ⅰ） ２年次選択必修：子ども関係と人間関係／学習指導の課題と方法／学校経営の課題 ３年次必修：学校インターンシップ（不登校Ⅱ） ３年次： iOP 活動
英語選修	小学校実践英語教育プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：５単位（必修１単位，選択必修４単位）	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １～２年次必修：国際交流インターンシップ １～２年次選択必修：全学のプラスⅠプログラムであるグローバルコミュニケーションプログラムから４単位選択 ３年次必修：iOP 活動（小学校英語授業補助）
理科選修	小学校実践理科教育プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：８単位（必修２単位，選択必修６単位）	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １年次必修：学校インターンシップ（理科専科実習Ⅰ） １年次選択必修：熱力学／電磁気学 ２年次必修：学校インターンシップ（理科専科実習Ⅱ） ２年次選択必修：物理化学／動物学／生態学／天文学／気象学／地質学／岩石鉱物学 ３年次選択必修：理科教材実験
技術選修	プログラミング教育指導力養成プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：８単位必修	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １年次必修：学校インターンシップ（プログラミング教育Ⅰ）／コンピュータ及び情報処理／情報通信ネットワーク概論 ２年次必修：学校インターンシップ（プログラミング教育Ⅱ）／情報システム概論
特別支援教育コース	外国にルーツのある子どもの教育支援プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：４単位	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １～２年次選択：学校インターンシップ（特別支援教育）、特別支援教育ケース・スタディ １～２年次選択必修：全学プラスⅠプログラムの日本語教員養成プログラムから２単位以上 ３年次必修：iOP 活動（外国にルーツのある子どもの教育探求）
	特別支援教育プログラム コア科目：６単位以上 専門科目：４単位（必修４単位）	＜コア科目＞ １年次必修：特別な支援を必要とする子どもの理解と支援／学校教育の課題と教師の役割 ３年次必修：現代教育の実践的課題 選択科目（４年次までに１単位以上履修）：学校と不登校問題／障害児教育総論／多文化社会と日本語教育／学校とアレルギー疾患／幼児と環境／保育内容の指導法（環境） ＜専門科目＞ １年次必修：特別支援教育ケース・スタディ １～２年次必修：学校インターンシップ（特別支援教育） １～３年次必修：特別支援教育教材開発演習 ３年次必修：iOP 活動（特別支援教育の探求）

留意点

(1) 茨城県公立学校教員選考試験を特別選考で受験するためには、「地域教員希望枠 特別選考にかかる申請書」を提出する必要があります。特別選考の開始時期になり、教室の教員もしくは学務グループより連絡がありましたら、申請書に必要事項を記入し、教室の担当教員の面談を受けてください。

(2) 特別選考を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。それらを整理し記載するものが申請書になります。

① 所属するコース・選修で実施される地域教員希望枠専門プログラムを「修了」もしく「修了見込み」であること

② 通算 GPA が 2.0 以上であること

③ 実習の評価が平均で B 以上であること

④ 「普通救命講習 Ⅰ」を受講済みであること（大学入門ゼミの一部として全員が受講します）

(3) 申請書内の要件は標準的な履修をした場合を基準として設定しています。教育学部のディプロマ・ポリシーおよび茨城県の求める教師像をもとに、各自が身につけるべき力を考え積極的に学修することを望みます。

教育学部 ディプロマ・ポリシー

- 教員としての姿勢と基本的知識
- 学校教育に関する基本的知識
- 子どもの心理に関する基本的知識・技能
- 学習指導・生徒指導に関する基本的知識・技能
- 教員としての協働性

茨城県の求める教師像

- 教育者として資質能力に優れた、人間性豊かな教師
- 使命感に燃え、やる気と情熱をもって教育にあたることができる活力に満ちた教師
- 広い教養を身に付け、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師
- 子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちが理解できる教師
- 心身ともに健康で、明るく積極的な教師

(4) 各プログラムの留意点は以下のとおりです。

① 小学校実践英語教育プログラム

- 全学共通の「プラスIプログラム」であるグローバルコミュニケーションプログラム（GCP）から、合計4単位分の授業を選択して履修すること。
- 英検準1級以上、またはそれと同等の語学資格の取得を推奨する。

② 小学校実践理科教育プログラム

- 小学校一種，中学校一種（理科）の免許取得を必須とする。

③ プログラミング教育指導力養成プログラム

- 小学校一種，中学校一種（技術），高等学校一種（情報）の免許取得を必須とする。
- 学校インターンシップ（プログラミング教育Ⅰ，Ⅱ）は，集中講義として，第1学年，第2学年の9月，2月に実施を予定している。なお，各学年で小学校・高等学校の両方（15時間ずつ）で実施する。

④ 外国にルーツのある子どもの教育支援プログラム

- 日本語教員養成プログラムの履修を推奨する。
- 大学が用意した実習校以外でインターンシップ等に参加したい場合は相談に応じる。

⑤ 特別支援教育プログラム

- 大学が用意した実習校以外でインターンシップ等に参加したい場合は相談に応じる。

申請書様式

年　月　日

地域教員希望枠　特別選考にかかる申請書

所　　属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
学 生 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏 名（自 署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ **私は、茨城県公立学校の小学校教諭となることを第一志望とし、二次試験に合格した場合は必ず茨城県公立学校の小学校教諭となることを確約します。**

取得予定免許状

特別選考にかかる履修状況一覧

(1) 地域教員希望枠専門プログラム　（要件：修了もしくは修了見込みであること）

プログラム：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　☐ 修了　☑ 修了見込み

区分		科目名		単位	履修年次	評価	単位
コア科目	必修	講義	特別な支援を必要とする子どもの理解と支援	1			
		講義	学校教育の課題と教師の役割	2			
		講義	現代教育の実践課題	2			
	選択必修	講義	学校と不登校問題	2			
		講義	障害児教育総論	1			
		講義	多文化社会と日本語教育	2			
		講義	学校とアレルギー疾患	1			
		講義	幼児と環境	1			
		講義	保育内容の指導法（環境）	2			
	（修了要件）　コア科目　必修５単位・選択必修１単位　以上						0
専門科目							
	（修了要件）　専門科目　◯単位以上						0

(2) GPA　（要件：2.0 以上）　通算GPA　：＿＿＿＿　（　＿＿＿年次　＿＿＿学期まで）

(3) 実習　（要件：平均 B 以上）☒

	科目名	単位	履修年次	評価	単位
必修	教育実習指導 I	1			
必修	教育実習指導 II	1			
選択必修	教育実習（小学校）I	4			
	教育実習（小学校）II	2			
選択必修	教育実習（中学校）I	4			
	教育実習（中学校）II	2			
	特別支援教育実地研究				
（要件）　平均 B 以上					

(4) 普通救命講習 I　☐ 受講済み　（　　年　　月）

(5) その他

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 教 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅶ　プラスIプログラム

１　プラスⅠプログラムについて

茨城大学では、幅広い教養や分野を超えた融合的専門知を身につけることができるよう、全学部等学生を対象にプラスI（アイ）プログラムを設けています。プラスIプログラムは、専門分野を異にする学生がコミュニケーションを図りながら共に学ぶ機会を提供し、プログラムを履修することで、協働しながら、複雑化多様化した社会における諸課題の解決をけん引できる実践力を持った人材の育成を目指します。開設しているプログラムは次のとおりです。詳細については「令和７年度プラスIプログラム履修案内（仮称）」を参照ください。

○グローバルコミュニケーションプログラム（GCP）

グローバル化が進む現代社会で必要とされる多様な人々とのコミュニケーション能力の育成を図り、グローバルに活躍できる力を養成するプログラムです。

○地域志向教育プログラム

地域を多角的に捉えながら地域課題と向き合う素養を醸成する「地域志向教育」を行います。地域の現状と向き合いつつ、課題改善に向けた既存の取り組みに参画したり、新たな企画を先導したりできる学生を育成することを目的としたプログラムです。

○サステイナビリティ学教育プログラム

地球社会の持続可能な発展を導くための新しい学問分野であるサステイナビリティ学を通して、気

候変動など地球環境問題の原因と解決等、将来の地球と人間社会に関わる複雑で多面的な問題への

学際的な理解を促すプログラムを提供します。

○数理・データサイエンス・AI教育プログラム

人工知能(AI)及び数理・データサイエンスの基礎的素養を醸成するとともに、Society5.0等のデータ・デジタル化社会や持続可能性社会（SDGs等）に向け、データサイエンスを活用した課題解決能力やイノベーションを創出する能力を養成することを目的としたプログラムです。

○アントレプレナーシップ教育プログラム

起業家精神（アントレプレナーシップ）・社内起業家精神（イントレプレナーシップ）を醸成し、それらを実践するため、文理横断的な普遍的な知識・汎用的技能を有し、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え，論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材を養成することを目的としたプログラムです。

○日本語教員養成プログラム

外国語としての日本語を指導するために必要な専門的基礎知識と基礎能力を修得するためのプログラムです。人文社会科学部、及び教育学部の学生を対象とします。

Ⅷ　【　資　　料　】

１．茨城大学教育学部の各種ポリシーについて

⑴ 茨城大学教育学部のアドミッション・ポリシー

茨城大学教育学部では、実践的指導力のある教員を養成することをめざしています。私たちを取りまく世界は目まぐるしく変化しています。このような現代の社会にあって、教員に求められていることは、人間・社会・自然についての知的探求心を基礎にした確かな教育的実践力です。茨城大学教育学部では、十分な専門的知識と子どもの成長や発達に対応した教育的方法を身に付け、さらに教育に関わる幅広い視野をもった、人としての魅力と実力のある教員を養成します。

したがって、教育学部においては、全学のアドミッション・ポリシーで示される４つの能力ないし資質に加え、以下の能力・資質を入学者に求めます。

1. 教員になるための学修に必要な、各教科についての幅広い知識
2. 教育への関心と教員になりたいという強い意欲

さらに、学校教育教員養成課程の各コースでは、学部全体で求める能力・資質に加え、それぞれ以下のような資質・能力を身に付けていることを求めます。

- （教育実践科学コース）学校や子どもを巡る問題についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力
- （教科教育コース）各選修の教科についての関心とその内容の探究に必要な思考力・判断力・表現力
- （特別支援教育コース）障害のある子どもとその教育を巡る問題についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力

また、養護教諭養成課程では、学部全体で求める能力・資質に加え、それぞれ以下のような資質・能力を身に付けていることを求めます。

- 健康や病気についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力

⑵ 茨城大学教育学部の人材養成上の目的及びカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

「カリキュラム・ポリシー」

全学のカリキュラム・ポリシーに即しながら、教育学部のディプロマ・ポリシーで示す教育目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを以下に示す。

①（体系的教育課程編成）全学の基盤教育科目と整合させながら、教育職員免許法に示す各種教員免許取得のための専門科目を４年一貫で体系的に編成する。

②（専門的知識・技能と主体的・対話的な学習）講義、演習、実技においては、専門知識・技能の基礎を習得させるとともに、学校や子どもを巡る教育問題を把握し、課題解決のための思考力、判断力、表現力を育むアクティブ・ラーニング科目を充実させ、ＩＣＴを活用した学修活動に積極的に取り組ませる。

③（地域を志向する実践力）初年次から地域の学校現場と関わり、教員を目指す意欲を高めながら３，４年次の教育実習につなげることによって、実践的指導力を身に付けさせる。

上記に加え、各課程・コースでは以下の方針でカリキュラムを編成する。

１）学校教育教員養成課程【教育実践科学コース】

小中学校における学習指導や生徒指導を適切に行う力、カリキュラム・マネジメントやいじめ・不登校などの今日的課題への対応を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

２）学校教育教員養成課程【教科教育コース】
　小学校における全教科と中学校における選修の教科に関する学習指導および小中学校における生徒指導を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。
３）学校教育教員養成課程【特別支援教育コース】
　小学校の通常学級および特別支援学級ならびに特別支援学校における学習指導と生徒指導、障害のある児童生徒の指導に関する支援・助言を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。
４）養護教諭養成課程
　学校における児童生徒への適切な養護を行い、保健管理・保健指導を適切に行う力を身に付けさせるための理論的・実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

「ディプロマ・ポリシー」

教育学部は実践的指導力のある教員を養成する。そのために全学のディプロマ・ポリシーで示されている能力に加え、次の知識、能力を身に付けることを卒業要件とする。

①（教員としての姿勢と基本的知識）教員としての倫理・使命観及び教員の権利と義務に関する基礎的知識
②（学校教育に関する基本的知識）学校教育の理念、制度、運営に関する基礎的な知識
③（子どもの心理に関する基本的知識・技能）子どもの内面や多様性に配慮しながら成長・発達を促すための基礎的な知識
④（学習指導・生徒指導に関する基本的知識・技能）初等中等教育の各学校における各教科、領域、専門分野に関する基礎的な知識・技能
⑤（教員としての協働性）同僚教員や保護者、地域社会の人々と連携、協働する力

上記に加え、各課程・コースでは以下の能力を身に付けることが求められる。

１）学校教育教員養成課程【教育実践科学コース】
　小中学校における学習指導や生徒指導ができるとともに、カリキュラム・マネジメントやいじめ・不登校などの今日的課題に対応するための基礎的知識・技能
２）学校教育教員養成課程【教科教育コース】
　小学校における全教科と中学校における選修の教科に関する学習指導及び小中学校における生徒指導のための基礎的知識・技能
３）学校教育教員養成課程【特別支援教育コース】
　小学校の通常学級及び特別支援学級ならびに特別支援学校における学習指導と生徒指導ができるとともに、障害のある児童生徒の指導に関する支援･助言のための基礎的知識･技能
４）養護教諭養成課程
　学校における児童生徒への養護実践を展開するとともに、保健管理・保健指導のための基礎的かつ実践的知識・技能

２．介護等体験

⑴ 介護等体験の趣旨

平成９年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」、いわゆる「介護等体験特例法」が公布された。これにより「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連体の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点」から、小・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うことが義務

づけられた。この体験を通して、以下のことを学ぶ。

①人間の尊さや人権を理解する。

②一人一人が違った個性と能力を有していることを実感し、様々な価値観があることを理解する。

③諸施設やそこで働いている人々について理解する。

(2) 対象学生

上記の法律は平成１０年度から施行されており、平成１０年度以降の大学等入学者に適用される。本学部の学校教育教員養成課程（特別支援教育コースを除く）及び養護教諭養成課程の学生が対象となる。看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などの免許を既に取得している人や、身体障害者手帳の交付を受けている人は免除される。

(3) 体験の期間・時間

１８歳に達した後に、原則として社会福祉施設又は老人保健施設で５日間、特別支援学校で２日間、合計７日間以上の介護等の体験を行う必要がある。茨城大学では、２年次に上記の日数をそれぞれ連続５日間及び連続２日間、大学の割り当てた施設で行うこととしている。１年次の１月頃にオリエンテーションが実施される。

１日当たりの必要時間は、「介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとすること」となっており、受入施設側の裁量に委ねられる。社会福祉施設の場合、原則として日帰りで概ね５～６時間程度とする。

(4) 介護等体験の内容

介護等体験の内容は次の２つに大別されるが、具体的に何を行うかは受け入れ側の判断による。

①直接的に介護・介助・交流等を行う：食事、排泄等の介護・介助、話し相手、散歩等の交流、学習活動等の支援や手伝い

②受入施設・学校の職員の業務の補助：行事・バザー等の手伝い、掃除・洗濯・おむつたたみ等

(5) 受入施設及び学校の概要

①社会福祉施設又は老人保健施設

ア．社会福祉施設：憲法第２５条に定めた国民の「生存権」、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために設けられた施設。

a. 高齢者施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービスセンター、他）

b. 児童福祉･障害児施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設、他）

c. 障害者にかかわる施設（身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設）

d. 生活保護にかかわる施設（救護施設、他）

イ．老人保健施設：高齢者の病院等からの居宅復帰を支援するためにリハビリテーション機能を重視し、医療ケアと生活サービスをあわせて提供する施設。医療施設と福祉施設の中間的機能を有する。

②特別支援学校：視覚障害･聴覚障害･知的障害･肢体不自由･病弱などの子どもが通っている学校。

ア．盲学校（盲児、強度弱視児）

イ．聾学校（聾児、高度難聴児）

ウ．知的障害特別支援学校（知的発達の遅滞の程度が中等以上の子ども等）

エ．肢体不自由特別支援学校（運動・動作の不自由の程度が重度な子ども等）

オ．病弱特別支援学校（慢性疾患で長期にわたって医療又は生活規則が必要な子ども等）

(6) 手続き

詳細は、１年次の１月頃に実施される事前のオリエンテーションで連絡するが、概ね次の事項が必要となる。

①健康診断書

体験前には、健康診断を受診し、健康診断書を体験先に持参しなければならない。

②証明書

体験終了時には、それぞれの体験先で「証明書」を受け取ることになる。これは、教員免許状を申請する際（４年次の１１月頃）に必要となるので、大切に保管する必要がある。

③学生個人票

体験前に作成し、証明書の用紙とともに体験先に持参する。

④保険

以下の２つの保険に加入する。

・「学生教育研究災害傷害保険」
原則として、学生本人の傷害等に対して支払われる。

・「学研災付帯賠償責任保険（Ａコース：学生教育研究賠償責任保険）」
他人に傷害を与えたり、他人の財物を損壊した場合に支払われる。

３．実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定合格者に係る単位認定

(1) 認定授業科目及び単位数

このことについて、下記のように単位が認定される。

表Ⅷ－１．実用英語技能検定等の認定科目及び単位数

ＣＥＦＲ Ｂ２ ※1			ＣＥＦＲ Ｃ１ ※2		
認定授業科目	区分	単位数	認定授業科目	区分	単位数
英語コミュニケーションＳ 英語コミュニケーションＤ	専門科目 専門科目	2 2	英語コミュニケーションＴ 英語コミュニケーションＣ 英語コミュニケーションＪ	専門科目 専門科目 専門科目	2 2 2
認定単位数		4	認定単位数		6
合計			６単位（限度）		

※1【ＣＥＦＲ Ｂ２】･･･ 実用英語技能検定（2300－2599）、ＧＴＥＣ ＣＢＴ（1250－1399）、ＴＯＥＩＣ ｉＢＴ（72－94）、ＴＯＥＦＬ ｉＢＴ（1095－1300）、ＴＯＥＩＣ Ｌ＆Ｒ／Ｓ＆Ｗ（1560－1840）など、ＣＥＦＲ該当レベルに準ずる得点が公的に提示されているもの

※2【ＣＥＦＲ Ｃ１】･･･ 実用英語技能検定（2600－3299）、ＧＴＥＣ ＣＢＴ（1400）、ＴＯＥＩＣ ｉＢＴ（95－120）、ＴＯＥＦＬ ｉＢＴ（1305－1390）、ＴＯＥＩＣ Ｌ＆Ｒ／Ｓ＆Ｗ（1845－1990）など、ＣＥＦＲ該当レベルに準ずる得点が公的に提示されているもの

表Ⅷ－２．日本漢字能力検定合格者の認定科目及び単位数

準　１　級　以　上			
認定授業科目	区分	単位数	備　考
国語学演習Ⅱ	専門科目	２	認定は１回、２単位とする。

(2) 認定の申請について

各検定等の評価があってから１月以内に申請すること。

(3) 認定の通知

認定された者については、「単位認定通知書」を本人に交付する。なお、交付日等に関しては別に掲示する。

(4) その他

①上記認定は、「茨城大学における他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する規程」第３条（１２）に基づく単位の認定である。

②「単位認定願」は教育学部学務グループで受領し、受付期間内に同係へ提出すること。

③上記の単位認定については、教育学部在籍者に限る。